

令和元年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

8 月 定 例 会
(8 月 2 8 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 3 号〉

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第3号 8月28日(水)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	1
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
会議に欠席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名(14番 杉原祥浩君、15番 伊藤容子さん)	3
会期の決定	3
議案第5号上程(管理者提案説明)	3
議案第5号(討論)	12
6番 西澤伸明君 反対討論	12
議案第5号(採決)	12
議案第6号上程(管理者提案説明)	13
議案第6号(質疑・討論)	15
6番 西澤伸明君 質疑	15
杉山建設推進室長 答弁	16
6番 西澤伸明君 再質疑	17
杉山建設推進室長 答弁	18
6番 西澤伸明君 再々質疑	18
杉山建設推進室長 答弁	18
2番 獅山向洋君 質疑	19
杉山建設推進室長 答弁	19
2番 獅山向洋君 再質疑	21
杉山建設推進室長 答弁	23
大久保管理者 答弁	23
2番 獅山向洋君 再々質疑	24

大久保管理者	答弁	24
議案第6号(討論)		25
9番 北川元気君	反対討論	25
2番 獅山向洋君	反対討論	26
6番 西澤伸明君	反対討論	27
議案第6号(採決)		27
議案第7号上程(管理者提案説明)		27
議案第7号(質疑・討論)		29
議案第7号(採決)		29
一般質問		29
6番 西澤伸明君	質問	29
アンケートに寄せられた声をどのように受け止め、どう向き合うか		29
候補地決定が難航している現状の根本的総括が必要では		30
ごみ問題は住民に一番身近な各市町の議会でこそ議論すべき課題ではないのか		31
杉山建設推進室長	答弁	31
6番 西澤伸明君	再質問	35
杉山建設推進室長	答弁	37
6番 西澤伸明君	再々質問	37
杉山建設推進室長	答弁	37
2番 獅山向洋君	質問	38
管理者会と議会運営代表者との意見交換会について		38
令和元年7月20日開催の彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設建設に係る意見交換会において配布された資料について		39
施設建設費以外の整備費について		40
杉山建設推進室長	答弁	41
2番 獅山向洋君	再質問	46
杉山建設推進室長	答弁	48
2番 獅山向洋君	再々質問	50
杉山建設推進室長	答弁	51
5番 角井英明君	質問	53
県の広域化計画のもとになっている国の方針・指針について		53
候補地決定のあとは、行政組合が責任をもって周辺自治会への説明が必要と考えるが、やっってもらえるのか		53

杉山建設推進室長	答弁	54
5番 角井英明君	再質問	55
杉山建設推進室長	答弁	55
閉会		56

付録

全員協議会（令和元年8月28日）	57
------------------	-------	----

8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第3号）

令和元年8月28日（水）

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第5号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
- 第4 議案第6号 令和元年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第6 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第5号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
- 日程第4 議案第6号 令和元年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第6 一般質問

会議に出席した議員（18名）

1番	木村修君	11番	黒澤茂樹君
2番	獅山向洋君	12番	澤田源宏君
3番	富永勉君	13番	中野正剛君
4番	北川和利君	14番	杉原祥浩君
5番	角井英明君	15番	伊藤容子さん
6番	西澤伸明君	16番	馬場和子さん
7番	木下茂樹君	17番	河村善一君

9 番 北 川 元 気 君
10番 赤 井 康 彦 君

18番 竹 中 秀 夫 君
19番 安 澤 勝 君

会議に欠席した議員（1名）

8 番 西 澤 清 正 君

議場に出席した事務局職員

事務局 長 神細工 信 二
事務局 次長 中 江 淳 展

事務局 副主幹 高 橋 大
書 記 荒 木 潤

会議に出席した説明員

管 理 者 大久保 貴 君
副 管 理 者 山 田 静 男 君
副 管 理 者 有 村 国 知 君
副 管 理 者 伊 藤 定 勉 君
副 管 理 者 野 瀬 喜久男 君
副 管 理 者 久 保 久 良 君
会 計 管 理 者 山 縣 忠 一 君

事 務 局 長 神細工 信 二 君
総 務 課 長 中 江 淳 展 君
紫 雲 苑 場 長 上 田 文 夫 君
中 山 投 棄 場 長 山 本 登 君
建 設 推 進 室 長 杉 山 暢 基 君
建 設 推 進 室 主 幹 宮 川 伸 夫 君

会議に欠席した説明員（0名）

午後 2 時 00 分開会

○議長(安澤勝君) それでは、ただいまから、令和元年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、18 名で、会議開会定足数に達しております。よって、令和元年 8 月定例会は、成立いたしました。直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(安澤勝君) 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、14 番 杉原祥浩君 および 15 番 伊藤容子さんを指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長(安澤勝君) 次に、日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安澤勝君) 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

日程第 3 議案第 5 号 平成 30 年度(2018 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて

○議長(安澤勝君) 次に、日程第 3、議案第 5 号 平成 30 年度(2018 年度)

彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。

[高橋議会事務局副主幹朗読]

○議長(安澤勝君) 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者(大久保貴君) お手元の議案書で別冊としております議案第 5 号 平成 30 年度(2018 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについての概要を説明申し上げます。

財政状況の厳しい折柄でございましたが、予算執行には十分留意をいたしまして、可能な限りにおいて経費の節減に努めてまいりました結果、平成 30 年度一般会計歳入歳出決算では、予算総額それぞれ 3 億 8,302 万 1,000 円に対しまして、歳入決算額は 3 億 7,900 万 1,915 円、歳出決算額は 3 億 5,618 万 6,217 円、歳入歳出差引額が 2,281 万 5,698 円となったものでございます。なお、本決算につきましては、去る 7 月 19 日に監査委員による決算審査を実施していただきまして、決算に係る調書などについては、いずれも関係法令に準拠し作成され関係諸帳簿および証拠書類と符号しており、計数は正確で適正に表示されているものと認めたとのご意見をちょうだいしておりますので、ご報告をさせていただきます。詳細につきましては、事務局からご説明を申し上げますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

げます。

○議長（安澤勝君） 続いて事務局から詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中江淳展君） それでは、議案第5号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、あらかじめお配りしました平成30年度（2018年度）一般会計歳入歳出決算書によりまして、平成30年度決算の主要な部分について抜粋し、ご説明をさせていただきます。決算書の1ページをお開き願います。歳入予算額および歳出予算額はそれぞれ3億8,302万1,000円でございます。これに対しまして、歳入決算額は3億7,900万1,915円、歳出決算額は3億5,618万6,217円で、歳入歳出差引残額は2,281万5,698円となり、決算上剰余金は2,281万5,698円でございます。この決算上剰余金は、地方自治法第233条の2の規定により、令和元年度の歳入に編入するものでございます。続きまして2ページ、3ページは、それぞれ歳入と歳出に係る決算の総括表となっております。2ページの歳入の総括では一番右列の欄で予算現額と収入済額との比較をしております。一番下の歳入合計では予算額より401万9,085円少ない収入となっております。なお、不納欠損額および収入未済額は、ございませんでした。次に3ページ歳出の総括でございます。一番右列の欄で予算現額と支出済額との比較をしております。

一番下の歳出合計では、予算現額と支出済額との差額2,683万4,783円が不用額となったものでございます。なお、不用額のうち主なものは、第2款衛生費 第3項 清掃費におきまして、平成29年度に予算化しておりました候補地の地質調査業務に係る委託料1,831万7,000円を新ごみ処理施設建設候補地の周辺状況を鑑み、慎重に事業を進めるため平成30年度へ繰越明許費として繰越いたしました。しかしながら、組合議会におきまして建設候補地竹原区をお認めいただけず、地質調査業務が執行できなかったことから不用額となったものです。

続きまして、歳入歳出の詳細につきましては4ページからの歳入歳出決算事項別明細書により、歳入につきましては収入済額で、歳出につきましては目の支出済額を中心に説明させていただきます。まず、歳入についてご説明いたしますので4ページをご覧ください。第1款 分担金及び負担金は、組合規約および負担金に関する条例の規定により、起債償還経費および管理運営経費を構成団体で按分いたしまして、右から4列目の収入済額の欄でございますが、合計で3億2,036万6,000円を構成市町にご負担いただき収入いたしました。内訳としまして第1項 分担金、第1目 分担金、第1節 市町分担金につきましては、起債償還経費として452万5,000円、また、第2項 負担金、第1目 負担金、第1節 市町負担金につきましては

は、管理運営経費として3億1,584万1,000円を収入いたしました。なお、各構成市町別の内訳は、それぞれ備考欄のとおりでございます。続きまして、第2款 使用料及び手数料は、合計で2,975万9,920円を収入いたしました。第1項 使用料、第1目 衛生使用料、第1節 斎場使用料につきましては、人体、動物の火葬などで合計2,591件を取扱いいたしまして2,791万2,000円を収入いたしました。昨年度と比べまして件数で69件の増、金額で163万8,000円の増となりました。次に、5ページをご覧いただきまして、第2節 投棄場使用料でございますが、有料取扱いの埋立ごみ分で23万990kgを中継基地事業として処理いたしまして184万7,920円を収入いたしました。昨年度と比べまして、搬入量が5,560kgの増、金額は4万4,480円の増となっております。続いて第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 衛生費国庫補助金、第1節 清掃費補助金につきましては、国の循環型社会形成推進交付金54万1,000円を収入いたしました。次に、第4款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金、第1節 利子及び配当金につきましては、備考欄に記載の四つの基金の定期預金利息で7万1,666円を収入いたしました。次に、第5款 繰入金、第1項 基金繰入金、第4目 退職手当基金繰入金、第1節 退職手当基金繰入金につきましては、退職者がありませんでしたのでござ

いません。次に、第6款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、第1節 前年度繰越金につきましては、前年度の決算上剰余金2,821万988円を繰越したものでございます。次に、第7款 諸収入は、合計で5万2,341円を収入いたしました。第1項 組合預金利子、第1目 組合預金利子、第1節 組合預金利子は、定期預金利子で29円を収入いたしました。次に、6ページですが第2項 雑入、第1目 弁償金、第1節 弁償金につきましては、収入がございませんでした。また、第2目 雑入、第1節 雑入は、備考欄に記載の内訳のとおり骨箱・骨壺売却代、自動販売機設置料などで合計5万2,312円を収入いたしました。以上が歳入の決算でございます。予算現額3億8,302万1,000円に対しまして収入済額3億7,900万1,915円で不納欠損額、収入未済額はございませんでした。収入率にして98.95%でございました。

次に、歳出についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。第1款 議会費は、議会運営に要しました経費でございます。予算現額34万5,000円に対しまして支出済額16万6,659円、不用額が17万8,341円でございます。内訳といたしまして第1項 議会費、第1目 議会費、第9節 旅費は、8月、2月の組合議会定例会および全員協議会の議員の費用弁償として、右から4列目の支出済額の欄でございますが14万6,000円

を支出いたしました。第 11 節 需用費は、会議用のお茶代で 1,143 円を支出いたしました。第 12 節 役務費は、議員への通知文や資料の送付料として 1 万 9,516 円を支出いたしました。次に、第 2 款 衛生費は、組合の総務課、紫雲苑、中山投棄場、建設推進室の管理運営に係る経費でございまして、予算現額 3 億 7,715 万 1,000 円に対しまして、3 億 5,149 万 5,416 円を支出いたしました。不用額につきましては、2,565 万 5,584 円でございます。第 1 項 衛生管理費、第 1 目 一般管理費は、総務課の事務経費および職員の人件費などございまして、予算現額 1 億 4,420 万 6,000 円に対しまして、1 億 4,222 万 8,901 円を支出いたしました。不用額は 197 万 7,099 円でございます。内訳といたしまして、第 1 節 報酬は、監査委員 2 名の報酬で、16 万 8,000 円を支出いたしました。第 2 節 給料および第 3 節 職員手当等は、当組合のプロパー職員 6 名と市町派遣職員 8 名に係るもので、所属別の内訳としましては、総務課 4 名、紫雲苑 3 名、中山投棄場 3 名、建設推進室 4 名で、合計 14 名分となっております。第 2 節 給料は、5,361 万 7,500 円、第 3 節 職員手当等は、通勤手当、期末勤勉手当、時間外手当などで、4,366 万 5,851 円をそれぞれ支出いたしました。第 4 節 共済費は、組合のプロパー職員 6 名、市町派遣職員 8 名の計の 14 名に係ります滋賀県市町村職員共済組合費、滋賀県市町村

職員互助会費など、嘱託職員 3 名と臨時職員 4 名の計 7 名に係る社会保険料、雇用保険料などで、合計 2,173 万 5,101 円を支出いたしました。第 5 節 災害補償費は、存目として 1,000 円を計上しておりましたが、支出はございませんでした。第 7 節 賃金は、嘱託職員として紫雲苑場長 1 名、中山投棄場主幹 1 名、建設推進室主幹 1 名、臨時職員として紫雲苑に 1 名と中山投棄場に 2 名、総務課に 1 名の合計 7 名分で、1,252 万 3,697 円を支出いたしました。第 9 節 旅費は、県や関係機関の会議、研修会への出張旅費で、4 万 6,700 円を支出いたしました。次に、8 ページをお願いいたします。第 10 節 交際費は、支出がございませんでした。第 11 節 需用費は、事務用品やコピーカウンター料などの消耗品費、公用車ガソリン代の燃料費などで、合計 66 万 6,485 円を支出いたしました。第 12 節 役務費は、電話・FAX・インターネット通信料などで、合計 26 万 7,013 円を支出いたしました。次に、第 13 節 委託料は、弁護士顧問料、滋賀県市町村職員共済組合への職員健康診断委託、財務会計システム等の保守委託、また、新地方公会計制度支援委託業務費用などで、合計 320 万 5,964 円を支出いたしました。第 14 節 使用料及び賃借料は、コピー・FAX 複合機のリース料、豊栄のさとの組合事務所使用料、ホームページソフトウェア使用料などで合計 185 万 5,728 円を支出いたしました。第 18 節

備品購入費は、パソコンとハードディスクの購入費用で 31 万 4,064 円を支出いたしました。第 19 節 負担金、補助及び交付金は、市町派遣職員の退職手当組合負担金、社会保険協会会費、組合職員互助会への補助金、職員研修受講負担金で合計 416 万 2,798 円を支出いたしました。第 22 節 補償、補填及び賠償金は、存目として 1,000 円を計上してはいましたが、支出はございませんでした。第 27 節 公課費は、支出はございませんでした。次に、第 2 目 財政調整基金積立金は、前年度繰越金からの積立分 1,299 万 8,988 円と定期預金の利息分 5 万 7,332 円で合計 1,305 万 6,320 円を積立いたしました。第 3 目 投棄場重機・施設整備基金積立金は、定期預金の利息分で 3,679 円を積立いたしました。第 4 目 斎場施設整備基金積立金は、定期預金の利息分で 74 円を積立いたしました。第 5 目 退職手当基金積立金は、プロパー職員 6 名分に係る滋賀県市町村職員退職手当組合により定められた率の積立分 297 万 8,514 円と、定期預金の利息分 1 万 581 円で、合計 298 万 9,095 円を積立いたしました。続いて、第 2 項 保健衛生費、第 1 目 斎場管理費は、斎場・紫雲苑の運営・維持管理に要した経費でございまして、予算現額 2,838 万 7,000 円に対しまして、2,713 万 7,104 円を支出いたしました。不用額につきましては、124 万 9,896 円でございます。内訳といたしまして、第 9 節 旅費は、

研修会への出席に係るもので 6,490 円を支出いたしました。第 11 節 需用費は、事務用品、火葬時に使用いたしますお香などの消耗品費、火葬用灯油などの燃料費、電気・水道の光熱水費などで、合計 1,587 万 7,826 円を支出いたしました。なお、備考欄の修繕料におきまして火葬炉設備修繕費が 0 円となっておりますが、これは、平成 30 年度途中までが製造会社である宮本工業所の保証期間内であり有償修繕が発生しなかったためでございます。次に、第 12 節 役務費は、電話・FAX・インターネット通信料、また、浄化槽法定検査手数料、建物火災保険料で、合計 36 万 4,948 円を支出いたしました。第 13 節 委託料は、火葬施設の維持管理、設備の法定点検などに関する委託および草刈や除雪作業などの業務委託で、合計 1,060 万 3,477 円を支出いたしました。なお、内訳につきましては、備考欄のとおりでございまして火葬業務の休日等委託業務など、合計 15 業務の委託を行ったものでございます。次に、10 ページをお願いいたします。第 14 節 使用料及び賃借料は、FAX 複合機リース料、NHK 放送受信料、AED 賃借料で、合計 14 万 8,440 円を支出いたしました。次に、第 18 節 備品購入費は、手動芝刈機とカートリッジ式ロウソク、業務用扇風機を購入し合計 7 万 623 円を支出いたしました。次に、第 19 節 負担金、補助及び交付金は、日本環境斎苑協会会費と火葬技術管

理士通信教育受講料で 5 万 6,000 円を支出いたしました。次に、第 27 節 公課費は、公用車の自動車重量税と検査手数料の印紙代で 9,300 円を支出いたしました。続きまして、第 3 項 清掃費につきまして、第 1 目 投棄場管理費は、中山投棄場および日夏投棄場の運営および維持管理に要した費用でございまして予算現額 1 億 5,841 万 8,000 円に対しまして、1 億 5,466 万 5,242 円を支出いたしました。また、不用額は 375 万 2,758 円でございます。内訳といたしまして、第 4 節 共済費は、中山投棄場の搬入物検査員 4 名、日直員 3 名の労災保険料で 6 万 5,877 円を支出いたしました。第 7 節 賃金は、中山投棄場の搬入物検査員、日直員の賃金で、合計 531 万 4,818 円を支出いたしました。第 8 節 報償費は、投棄場建設に係る地元との協定に基づく地元への環境保全経費で、合計 341 万 6,000 円を支出いたしました。内訳につきましては、鳥居本学区自治連合会へ 224 万 4,000 円、中山町中山自治会へ 112 万 2,000 円、三津屋町農業組合へ河川清掃費として 5 万円となっております。第 9 節 旅費は、廃棄物に関する説明会への出席に係る出張旅費で 2 万 2,000 円を支出いたしました。次に、第 11 節 需用費は、事務用品や浸出水処理用薬品、公用車・重機の燃料費、食糧費として会議用のお茶代、計量伝票など印刷物に係ります印刷製本費、電気・水道の光熱水費、浸出水処理設備、中継基地施設

および経年劣化による重機修理などに係る修繕料で、合計 2,274 万 5,855 円を支出いたしました。内訳は備考欄のとおりでございます。第 12 節 役務費は、電話・FAX・インターネット通信料、重機の検査手数料ほか、建物共済保険や 2 トンダンプなど公用車の保険料で、合計 73 万 4,350 円を支出いたしました。続きまして、11 ページをお願いいたします。第 13 節 委託料は、中山投棄場および日夏投棄場の浸出水処理施設の維持管理、設備の法定点検、法令・公害防止協定に基づく水質検査などに関し必要となる業務委託を行いまして、合計 1 億 1,869 万 9,414 円を支出いたしました。内訳は、備考欄のとおり一般廃棄物処理委託など 19 業務の委託を行ったものでございます。第 14 節 使用料及び賃借料は、コピー機、公用車、軽ダンプおよびインターネット用パソコンの各リース料、NHK 放送受信料で、合計 56 万 4,152 円を支出いたしました。第 16 節 原材料費は、場内整備、補修用の砕石および山土と遮水シート保護用不織布の購入で、合計 77 万 600 円を支出いたしました。第 18 節 備品購入費は、シュレッダーやエンジン式刈払機などを購入しまして、合計 11 万 476 円を支出いたしました。第 19 節 負担金、補助及び交付金は、三重県伊賀市への環境保全の負担金と県の廃棄物適正管理協議会会費で、合計 218 万 9,000 円を支出いたしました。第 27 節 公課費は、2 トンダン

プなどの自動車重量税と検査手数料の印紙代で3万2,700円を支出いたしました。次に、第2目 塵芥焼却場費は、新しいごみ処理施設の建設に係ります建設推進室の運営に要した経費でございまして、予算現額3,004万6,000円に対しまして、1,141万5,001円を支出いたしました。不用額は1,863万999円でございます。内訳といたしまして、第8節 報償費は、新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会委員10名の報償費で4万3,200円を支出いたしました。次に、12ページをお願いいたします。第9節 旅費は、新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会委員の委員会出席に係る費用弁償および県や関係機関の会議などに係る出張旅費で、計7万7,070円を支出いたしました。第11節 需用費は、事務用品などの消耗品費、公用車の燃料費、食糧費として新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会委員用のお茶代、資料作成に係る印刷代で、合計16万7,274円を支出いたしました。第12節 役務費は、郵便切手代、公用車の保険料で、合計3万5,175円を支出いたしました。第13節 委託料は、新ごみ処理施設整備基本計画策定等委託業務費として、また、中継基地整備計画策定業務費として合計1,086万4,800円を支出いたしました。第14節 使用料及び賃借料は、建設推進室の公用車のリース料で19万512円を支出いたしました。第18節 備品購入費は、資料作成や記録用のデ

ジタルカメラを購入し、1万5,120円を支出いたしました。第19節 負担金、補助及び交付金は、廃棄物処理施設積算要領研修会などの負担金で、2万1,850円を支出いたしました。続きまして、第3款 公債費、第1項 公債費は、投棄場の建設や改修に当たって借入れを行いました投棄場の施設整備事業債に係る償還として、合計で452万4,142円を支出いたしました。内訳といたしまして、第1目 元金、第23節 償還金、利子および割引料は、元金償還金として449万436円を支出いたしました。また、第2目 利子、第23節 償還金、利子および割引料は、利子償還金として3万3,706円を支出いたしました。次の第4款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費につきましては、100万円を計上しておりましたが、執行はございませんでした。

以上が、歳出の決算でございまして、予算現額3億8,302万1,000円に対しまして、支出済額3億5,618万6,217円で、執行率は、92.99%でございます。次に、13ページに移っていただきまして、実質収支に関する調書でございます。千円未満を四捨五入しておりますが、区分3の歳入歳出差引額は2,281万6,000円で、翌年度へ繰越すべき財源がございませんので、区分5の実質収支額も2,281万6,000円でございます。次に、14ページをお願いいたします。財産に関する調書でございますが、1 公有財産の(1)土地

および建物の状況につきましては、土地および建物ともに前年度と増減はございませんでした。15 ページに移っていただきまして、2 物品につきましては、購入価格 50 万円以上の物品、備品の状況でございますが、前年度と増減はございませんでした。次に、3 基金につきましては、決算年度末、平成 30 年度末の現在高といたしまして、表の右から 2 列目の欄で、財政調整基金 1 億 2,046 万 4,755 円、投棄場重機・施設整備基金 3,689 万 7,288 円、斎場施設整備基金 75 万 1,150 円、退職手当基金 4,909 万 4,715 円で、四つの基金の合計で、2 億 720 万 7,908 円でございます。増減高といたしまして、内訳を備考欄に記載してございますが、利息分の積立のほかに、財政調整基金は前年度繰越金からの積立増しをしております。また、退職手当基金も積立増しをしております。四つの基金の合計では、前年度に比べますと、1,604 万 9,168 円の増となり、決算年度末の現在高としましては、2 億 720 万 7,908 円となりました。

以上が、平成 30 年度（2018 年度）一般会計歳入歳出決算でございます。なお、議案目録の 3 枚目をご覧くださいのですが、本決算につきましては、去る 7 月 19 日に当組合監査委員による決算審査が行われ、決算書等の各調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、計数は正確で適正に表示されているものと認めました。また、

当年度予算は、所期の目的に向け経済的・効率的に施行されたものと認めたとの審査意見をいただいておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、添付資料の平成 30 年度（2018 年度）主要な施策の成果および事務報告書について、ご説明させていただきます。決算から見た主要な施策の成果と事務報告書、関連附属資料によって構成されているものでございます。事前にお配りしていることもあり、ここでは主要な施策の成果のみ、簡単にご説明させていただきます。まず、1 ページをご覧ください。はじめに、ということで、当組合は一部事務組合でございまして、一市四町で共同処理する事務等について説明させていただきます。次に、2 ページをお開き願います。まず、平成 30 年度の決算の状況でございます。上段の表でございますが、平成 30 年度は前年度と比較しますと、歳入で 3,673 万 1,000 円の減、歳出で 3,133 万 6,000 円の減となっております。また、平成 30 年度の歳入歳出差引額および実質収支額は 2,281 万 6,000 円で、実質収支額を前年度と比較すると 681 万 7,000 円の増となりました。中段の表（1）歳入の状況をご覧ください。平成 30 年度の歳入決算額は、3 億 7,900 万 2,000 円で、内訳では表左上の分担金及び負担金は 3 億 2,036 万 6,000 円で、構成比で 84.5%と、歳入の根幹となっております。前年度の決算額と比較しますと、2,498 万 9,000 円の減で、

理由といたしましては、管理運営経費の減に伴い市町の負担金が減額となったこと、また起債の償還金の額の減少により市町の分担金の額が減少したことによるものでございます。他の区分では、国庫支出金が284万6,000円の減となっておりますが、これは国の循環型社会形成推進交付金の補助対象事業費が前年度より減少したことによるものです。また、繰入金につきましては基金の取崩しを伴うものでございますが、平成30年度は定年退職者がいなかったため1,557万1,000円が皆減となりました。次に、3ページの表(2)歳出の状況をご覧願います。左から3列目の平成30年度決算額の合計にありますとおり、歳出決算額は、3億5,618万6,000円で、予算額の93%を執行しております。なお、執行率において議会費が48.4%となっておりますのは、予算では定例会2回、臨時会2回の経費を計上しておりましたが、平成30年度は臨時会の開催がなかったことによるものです。次に、5ページをご覧願います。歳出決算の構成でございますが、上の目的別歳出では、前年度と比べますと、議会費16万1,000円の減で、理由は臨時会の開催がなかったこと、衛生費は2,943万2,000円の減となり、主な理由としましては、昨年度は定年退職者がなく、退職手当の支払いがなかったこと、また平成30年度に予定しておりました、新ごみ処理施設の建設候補地における地質調査委託業務が未執

行となったこととございます。そして、公債費は174万3,000円の減となり、理由としましては、起債の償還額が減少したことによるものです。また、下にあります性質別歳出で、前年度と比べてみますと、主なもので人件費が1,748万2,000円の減となっており、これも退職手当の支払いがなかったことなどによるものです。また、物件費は723万1,000円の減で、主な理由は嘱託職員の減による賃金の減、備品購入費の減、委託料の減によるものです。維持補修費は363万1,000円の増となっており、主に日夏投棄場の設備の維持に必要な修繕工事を行ったことによるものです。6ページ、7ページでは目的別歳出決算を、8ページ、9ページには性質別歳出決算を前年度と比較した表でそれぞれ掲載しております。10ページ以降につきましては、説明を省かせていただきますが、当組合の所属ごとの事務報告書になっておりまして、31ページ以降は、附属資料として、人件費、修繕料、委託料、工事請負費、備品購入費の明細と地方債の状況を記載しております。

最後になりますが、当組合の財源の根幹を成します分担金及び負担金は、財政厳しい中での構成市町からのご負担であることを肝に銘じ、組合業務を効率的、効果的に適正執行していくことが、何よりも大切であると考えております。以上で、平成30年度の決算関係の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い

願いたします。

○議長（安澤勝君） これより質疑を行います。質疑の発言通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第5号に対する質疑を終結いたします。

○議長（安澤勝君） これより討論を行います。討論はありませんか。西澤議員。

○6番（西澤申明君） 6番西澤です。反対討論を行います。平成30年度の決算を見ますと竹原区に決定されたことで大いに揺れた一年度でありました。その点考えますと、当組合の候補地決定に関して私どもが以前から指摘をしてまいりましたが、候補地の決定について候補地があがった段階で公開を大原則とする運営を貫いていただきたいと思います。具体的な決算の内容で一つ申し上げます。分担金負担金についてであります。二割を均等割としているり、彦根市と四町の人口一人当たりになりますと、犬上三町は彦根市1に対して2を超えます。これは、対等であるべき広域行政組合の在り方に比べて財政負担で不公平が生じるものでありまして、以前からこの根本的な解決を求めています。彦根市そして愛荘町が加わりそして犬上三町が合同で様々な行政課題を処理していくということから見ると、是非、均等割二割というのを改めて、平等に財政負担できるように改善を改めて求めたいと思います。

二つ目に決算書の12ページを見ると、委託料で基本計画策定業務。これは、何度も繰り返していますが、竹原以外でも適用できる内容も当然含まれています。しかし、質問に答えて竹原ありきでこの検討がされている。こういうことで、準備がされてまいりました。もちろん設備のレイアウトなどは別のところに決まれば、また新たにしていかなければなりません。その点で予算の組み方、つまり財政支出を節約に努める態度と比べますと相反するものでないかと考えます。その点からいいますと最終的な候補地つまり建設地となる段階のレイアウト、それからごみの焼却方法、処理方法そうしたのをつめていく順番からはずれて竹原で確定しないままこの予算を使っていったということがあります。そういう意味から、決算そのものを認定することはできないということをお願いして反対討論とさせていただきます。

○議長（安澤勝君） ほかに討論はありませんか。ないようですので、これより、採決を行います。議案第5号平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安澤勝君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第5号平成30年度（2018年度）彦根

愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについては原案のとおり認定されました。

日程第4 議案第6号 令和元年度(2019年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)

○議長(安澤勝君) 次に、日程第4、議案第6号 令和元年度(2019年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

[高橋議会事務局副主幹朗読]

○議長(安澤勝君) 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者(大久保貴君) お手元の議案書で別冊としてございます議案第6号 令和元年度(2019年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

当初予算総額4億1,375万1,000円に対しまして、歳入歳出それぞれ7,502万円を増額し、予算総額を4億8,877万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(安澤勝君) 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長(中江淳展君) それでは、議案第6号 令和元年度(2019年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計

補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。補正予算書の1ページをお開き願います。今回お願いいたします一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,502万円を追加し、4億8,877万1,000円とするものでございます。2ページ、3ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正でございます。まず、2ページの歳入でございますが、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金につきまして、当初予算額3億7,992万7,000円に5,001万7,000円を追加し、4億2,994万4,000円とするものでございます。また、第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金について、当初予算額0円から2,500万3,000円とするものです。次に、3ページの歳出につきましては、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費につきまして、当初予算額1億5,320万1,000円から14万6,000円を減額いたしまして、1億5,305万5,000円とするものでございます。また、第3項 清掃費につきましては、当初予算額2億1,822万2,000円に7,516万6,000円を追加し、2億9,338万8,000円とするものです。これらにつきましては、まず、人件費に関しましては、当組合の本年4月1日付け人事異動により職員体制に変更があったことから現体制で見積りをしたこと、また、賃金については中山投棄場において主幹職での雇用を予定しておりましたが、事務補助としての臨時

職員の雇用としたことで減額となったものです。その一方で、新ごみ処理施設の建設を推進するうえで、候補地が建設地になり得るかどうか専門的な調査をするなど、早期に事業を進めていく必要があることから、現時点で最終的な建設候補地は決定しておりませんが、環境影響評価、地質・断層調査、地歴調査、地形測量調査、施設整備・造成等基本設計業務の5つの業務に係る経費について、今回補正でお願いするものでございます。それでは、4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。複数年にわたる業務につきまして、債務負担行為をお願いしようとするもので、その事項は、環境影響評価業務が期間は令和2年度から令和5年度まで限度額2億5,718万円、施設整備・造成等基本設計業務は期間が令和2年度から令和3年度まで限度額6,085万2,000円をお願いするものでございます。それでは、歳入、歳出それぞれの説明につきましましては、5ページから9ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。説明につきましましては、歳出から説明させていただきますので、9ページをお願いいたします。3 歳出におきまして、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費につきまして、補正前の額1億4,975万2,000円から23万8,000円を減額し、1億4,951万4,000円とするもので、内訳としましては、第2節 給料は122万7,000円

の増額、第3節 職員手当等は39万2,000円の増額、第4節 共済費は23万6,000円の減額、第7節 賃金は170万1,000円の減額、そして、第19節 負担金、補助及び交付金につきましては8万円の増額をそれぞれお願いするものです。また、第5目 退職手当基金積立金は、補正前の額335万7,000円に9万2,000円を増額し、344万9,000円をお願いするものです。次に、第2款 衛生費、第3項 清掃費、第2目 塵芥焼却場費におきましては、補正前の額1,244万6,000円に7,516万6,000円を増額し、8,761万2,000円とするもので内訳といたしまして、第11節 需用費は新ごみ処理施設建設に係る住民向けの説明会資料の作成や先進地視察などに要する経費として14万7,000円の増額を、第13節 委託料は、環境影響評価業務、地質・断層調査業務など5つの業務に係る経費として7,500万9,000円の増額をお願いするものです。なお、これら5つの業務につきましましては、補助率3分の1の国の循環型社会形成推進交付金の補助対象となりますことから、国からの交付金として2,500万3,000円を特定財源として見込んでおります。また、第14節 使用料及び賃借料につきましましては、住民を対象とした先進地視察に伴う高速道路代として1万円の増額をお願いするものです。次に、10ページをお開き願います。補正予算給与費明細書でございまして、一般職の給料、職員手当、

共済費の内訳となっております。なお、特別職の補正増減はございません。それでは、歳入のご説明をいたしますので、お戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。2 歳入につきましては、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金、第1目 負担金の補正でございまして、今ほどご説明いたしました歳入の補正に伴いまして、補正前の額 3億7,992万7,000円に5,001万7,000円を増額し、4億2,994万4,000円とするものでございます。一市四町構成市町ごとの運営費負担金の内訳につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。なお、この負担金につきましては、斎場管理分、投棄場管理分、建設推進室分に区分けをして計算させていただいております。最後に8ページでございますが、同じく歳入の第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 衛生費国庫補助金は、補正前の額 0円から2,500万3,000円を増額するもので、先ほど9ページの歳入のところでもふれました5つの業務が、国の循環型社会形成推進交付金の補助対象となりますことから、歳入として見込んでいます。以上で、議案第6号 令和元年度(2019年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(安澤勝君) これより、質疑を行います。質疑の発言通告書が2名

の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、6番西澤伸明君、2番 獅山向洋君といたします。なお、一括質疑、一括答弁ですので質疑は一括でお願いいたします。西澤議員。

○6番(西澤伸明君) 6番 西澤です。通告書を出しておりますので、それに従って質問させていただきます。補正予算の9ページになります。当然、4ページの債務負担行為とも関わってきます。標題1のところでは、令和元年度一般会計補正予算款2 衛生費、項3 清掃費、目2 塵芥焼却場費に関わる委託料についてです。

一つ目は、建設候補地が一地区に選定されていない段階で、これは先ほど説明の後にもありました。補正予算として計上された意義を説明いただきたいと思っております。

二つ目は、このような予算計上の手法が許されるのなら業務対象も業務規模も特定されていないにも関わらず、根拠のない予算の枠取りを認めてしまうことになるのではないかとという危惧がされます。これについてお答え願います。

三つ目に、候補地が決まれば速やかに次の事業に進めるようにとの全員協議会での説明がありました。この狙いがあることをいわれましたが、臨時会で速やかに招集をして、次の段階に進めば済むのではないかと思います。その手法を説明お願いします。

四つ目に、現在四か所の候補地があ

り、それぞれ地形など状況が異なります。それを、何を基準に算出したのか。合理的な説明をお願いします。

五つ目は、選定された一地区の住民への周知徹底や説明会開催の費用を盛り込んでいるのかどうか説明をお願いします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 要旨1についてお答えいたします。これまで幾度も申し上げたとおり、圏域内の二つの現有施設については、急速な老朽化が進んでいる状況であり、特に彦根市清掃センターについては、施設建設から40年余りを過ぎた県内で最も古い施設となることから、現場としては一日でも早い新施設の建設を切望されているところであります。現在の事業スケジュールを遅らせることは、結果的に現有施設への負担を強いることとなり、将来的に更なる修繕費の増加を招くことに繋がるものと考えます。このことにつきましては、管理者会のみならず組合議会の皆さまにおいても共通認識いただいているものと考えております。今回の補正予算案の上程につきましては、このような状況を考慮し、建設候補地が一か所に決まっていない段階ではございますが、最終的な候補地が一か所に決まれば、速やかに入札などの作業を進められるようお願いするものでございまして、いずれの候補地となった場合でも各種調査や整備基本設計は必ず実

施しなければならないものであり、上程させていただいている額については、いずれの候補地となった場合であっても実施が可能となるよう、候補地を特定した額ではなく、四つの候補地の中で最大規模となる場所での仕様に基づいて算出したものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、要旨2についてお答えします。先ほども申しましたとおり、いずれの候補地となった場合でも各種調査や整備基本設計は必ず実施しなければならないものであります。ただし、四つの候補地においては、面積が異なるほか、断層が存在しないとされている候補地については、その地が最終的な候補地となった場合には断層調査が必要でなくなる場合もございまして、このようなことも加味したうえで、各種調査などにおいて最大規模となる候補地での仕様に基づいて算出された額を根拠に補正予算案を上程させていただいたものであり、根拠のない予算の枠取りとは考えておりませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、要旨3についてお答えします。今回上程している予算関係を最終的な候補地の決定を待ち、臨時議会を開催して進めるとなれば、臨時議会の日程調整によっては一か月以上の遅れが生じる可能性もあります。現在の事業スケジュールとしては、切りに切り詰めたものとなっております、予算の確保

が遅れることとなれば、四年の期間を要する環境影響評価に遅れが生じることになり、結果的に施設建設工事の着手が遅れ、新施設稼働が遅れるなど、後々のスケジュールに影響を及ぼすおそれが考えられることから、当初スケジュールから現在二年遅れとなる令和11年4月からの新施設稼働となっているものをこれ以上遅らせないことを第一に考え、最終的な建設候補地が決まっていな段階ではございますが、補正予算案を上程させていただいておりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、要旨4についてお答えします。業者への見積り依頼の仕様書には、例えば、地形や断層の有無であったり、候補地の面積を約4万8,000㎡から6万5,000㎡と範囲を持たせるなど、四つの候補地において条件の異なる部分があることを示したうえで、最も費用のかかる候補地を想定して見積りをいただくよう依頼し、提出された見積りを基に、管理者により査定された額となっておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、要旨5についてお答えします。住民説明会などの費用につきましても、いずれの候補地が最終的な建設候補地となった場合でも対応できるよう、四つの候補地周辺の小学校区における世帯数が最も多くなる候補地において、それらの世帯の50%が住民説明会に参加されるものとして、今年度

中に二回の住民説明会を開催することとし、その資料作成に係る消耗品費を見込んでおります。その他、周辺住民を対象とした先進地視察を四回行うこととし、公用バスの使用に係る燃料費および参加者のお茶代などの食糧費についても見込んでおりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 二つあります。一つは、前回竹原区に決定をされた段階でも環境アセスメント、地質調査を除外する修正案が可決した状況です。そういう点でも四つを対象にして最大限の費用をもつという点でも大変不合理になると思いますが、どうお考えかお答えください。

もう一つは、委託料の環境影響評価業務から施設整備のところまで、どの項目も特定した地域にならないかと思っております。ですから、この補正予算が決まったからといって当局が発注できるかもしれませんが、この五つの業務をそれぞれの状況に応じて調査をしてということは、一つの地域に選定されてからになると考えますが、その点矛盾があるのではないかと思います。一つの地域に選定されればその段階で臨時会を開いて補正予算を決めるということも合意形成をしていくうえでは、大事な手法ではないかと思っておりますが、説明をお願いします。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 四つの場所を想定して最大の部分での予算の計上が不合理ではないかということですが、どこの候補地であっても必ず執行が可能な額につきましては、今後事業を早期に進めていくうえで、このような形の予算の上程は適正だと考えておりますので、ご理解お願いいたします。

また、四つの候補地から選定したものでなければ、予算をつけられないということでございますけれど、業務自体は最大限の予算を認めていただければ、仕様書は異なりますが、四つのいずれの候補地であっても進めていける額での上程となりますので、事務局としましては合理的な方法であると考えておりますので、ご理解お願いいたします。また、臨時会を開いてということですが、先ほど申しましたとおり日程調整で一か月以上遅れることもございます。この一か月以上遅れるということは、圏域において今の現有施設の老朽化を考えますと、一か月遅れたことによる現有施設のリスクを背負うこととなりますし、遅れることは本来一市四町での新しいごみ処理施設が建設されれば、維持管理など縮減できる部分が一か月分損益を被ると考えられますので、一日でも早い事業の執行が必要であると考えておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（安澤勝君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 意味は分かる

んです。確かに予算というのは、あらかじめ考えられる業務計画を前もって行政当局が計上していく。そして見積りをとっていく。そういう予算計上だというのは分かりますけども、今回は四つが選定される以前ですよ。そうすると、最大や最小、地形などそれぞれ変わってくるわけで、そのことをあらかじめ想定しながら最大限の予算をとっていくという点、先ほども申しましたように予算の枠取り。確かにそういう方法もあるかもしれませんが、ただ、住民合意を大事にしていく、ごみ処理施設の建設という大きな事業の大前提があります。そういうことからいいますと、やはり、一つ一つコマを進めるという確実な手法が当局には求められると思いますが、どうでしょうか。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 最大規模での予算の上程については、ご理解いただけるということですが、住民説明での合意を一つ一つ丁寧にしてから決めていくということについては、新しい施設の環境負荷であったりとかそういった部分については問題がないものと認識しており、場所が決まってから周辺の皆様に理解を求めていくように我々としては説明を繰り返しながら進めてまいりたいと考えておりますので、現時点では、候補地を決めることとそれを進めていく予算を確保させていただくということが、最も重要であると考えて

おりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（安澤勝君） 続いて2番 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） それでは、令和元年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算書について質疑いたします。

まずは、要旨1ですが平成30年度の主要な施策の事務報告書の建設推進室の項に、彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地については、平成29年6月一市四町の首長らで構成される管理者会は、愛荘町竹原区と決定したが、平成31年2月の組合議会定例会で愛荘町竹原を候補地とした経緯が不透明であることを大きな理由として、候補地愛荘町竹原区の白紙撤回を求める決議案が全会一致で可決されました。これを受けて、愛荘町竹原区の白紙撤回の有無について管理者会と議会運営代表者との意見交換会で議論されたという記載があるんです。そういう意味で、現時点でごみ処理施設候補地が未定であるばかりか、白紙撤回の有無さえも議論されたような経緯があるわけです。ところが、そういう状態にあるにもかかわらず、補正予算書・債務負担行為として環境影響評価業務2億5,718万円、施設整備・造成等基本設計業務6,085万2,000円および補正予算書説明書9ページの委託料7,500万9,000円の予算を提案するのは行政の手順を無視した不当な行為と考えます。未だ内容

不確定な200億円もの大事業について組合議会があらかじめ管理者に対し、白紙委任状を交付するのと同然になるのではないのでしょうか。このような予算提案を正当化し得る根拠を説明していただきたいと思います。

それから要旨2ですけれども、補正予算書4ページ債務負担行為の環境影響評価業務2億5,718万円および施設整備・造成等基本設計業務6,085万2,000円について、より具体的な業務内容および積算根拠を説明していただきたいと思います。

それから、要旨3ですけれども、補正予算説明書9ページの委託料7,500万9,000円について各項目の業務内容および積算根拠を説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 要旨1についてお答えします。先の西澤議員からの質問でもお答えしましたとおり、今回の補正予算案の上程につきましては、四つの候補地のいずれが選定された場合でも必ず実施しなければならぬ各種調査や整備基本設計業務について、いずれの候補地となった場合であっても実施が可能となるよう、それぞれの調査業務などの費用が、四つの候補地の中で最大規模となる候補地を想定して算出されたものでございます。建設候補地が一か所に決まっていない段階ではございますが、現有施設の急速な老朽化が進む中、これ以上一市四町圏域全体の公益性

が損なわれないよう、現スケジュールでの新施設稼働を実現するためには、今回8月定例会において補正予算案を上程させていただき、早期に最終的な候補地を決めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、要旨2についてお答えします。まず、環境影響評価業務につきましては、新ごみ処理施設整備に当たり、施設周辺環境への影響を未然に防止することを目的に、滋賀県環境影響評価条例に基づき実施するもので約四年の期間を要します。本年度においては、半年分を実施することになりますので、債務負担行為としては、令和2年度から令和5年度までとなっておりますが、令和5年度においては半年分の債務負担行為をお願いしているものです。本年度におきましては、業務概要や事業方針などの整理や現地踏査による周辺地域の特性を把握し、計画段階での環境配慮書を作成していくこととなります。令和2年度におきましては、環境影響評価項目の選定や調査、予測および評価の手法を選定するなどの方法書の作成となりますが、方法書に係る手続として、周辺住民への説明会の準備と開催支援、住民説明会で得た意見を整理し、事業者見解を作成して滋賀県知事の意見を伺う業務や、環境影響評価審査会に提出する資料の作成などが主な業務となります。令和3年度におきましては、環境

影響評価審査会の対応支援や、大気質、騒音・振動など公害に関する現況調査や動植物などの自然環境に関する現況調査を実施するとともに、環境影響評価準備書の作成に取り掛かることとなります。令和4年度としましては、環境影響評価準備書ができあがった段階で、準備書に係る住民説明会の開催支援、住民説明会で得た意見を整理し、事業者見解を作成して知事の意見を伺う業務や環境影響評価審査会の対応支援をしていただきます。そして、最終年度の令和5年度においては、環境影響評価書を作成し、知事の意見を伺ったのちに許認可の手続などを行うこととなります。続きまして、施設整備・造成等基本設計業務の内容につきましては、まず施設整備基本設計業務では、熱回収施設とリサイクル施設の詳細な仕様、例えば、性能保証に係る事項であったり、機械設備工事に関する設備の処理性能や自動化の範囲など設備ごとの要求事項や、土木建設工事に関する設計基準などを記載した見積り仕様書などを作成するほか、事業者から見積設計図書を徴取するための支援、提出された見積設計図書を整理し、技術的な審査をしていただきます。また、技術審査を踏まえ、当組合が設計仕様とすべき内容と、事業者の提案に拠るべき内容との整理を行い、要求水準書として取りまとめていきます。更には、施設建設に必要な事業費について、交付金対象と単独費対象を整理し、年度別財源計画を作成

する業務も含まれております。次に、造成等基本設計業務につきましては、地形測量、地質・断層調査の結果に基づき、建設地全体の整地や道路整備、雨水調整池の整備などに係る概算工事費などの算定のほか、工事中の濁水流出抑制に配慮した沈砂池を計画していただくものです。環境影響評価業務と施設整備・造成等基本設計業務の積算根拠につきましては、先ほど西澤議員の質問でお答えしましたとおり、業者には、四つの候補地において条件の異なる部分があることを示したうえで、最も費用のかかる候補地を想定して見積りをいただくよう依頼し、提出された見積りを基に、管理者により査定された額となっておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、要旨3についてお答えします。環境影響評価業務と施設整備・造成等基本設計業務の業務内容については、今ほどご説明させていただきましたので、残り三つの調査業務について内容をご説明させていただきます。まず、地質・断層調査業務についてですが、地質調査については、ボーリングにより試料を採取し、土質試験にて土質の性状を分析し、総合解析したうえで、支持地盤の設定をしていくものです。断層調査については、四つの候補地のうち二つの候補地に断層の存在が推定されていることから、この断層の位置を明確にするため、人工的な地震波を使った浅層弾性波探査を実施する

ものです。次に、地歴調査業務についてですが、建設候補地における土壤汚染の可能性について評価することで、土壤汚染対策法に基づく汚染のおそれに関する区分を明確にすることを目的としておりまして、一般公表されている資料である過去の住宅地図や航空写真、登記簿などからこれまでの土地の利用状況を調査するほか、地形、地質および水理地質図により地下水の流動地質情報を調査する机上調査に併せ、現地調査として聞き取り調査なども実施いただきます。それらの結果を基に、候補地の汚染のおそれの有無を報告いただき、汚染のおそれがある部分については、試料採取区画図を作成するとともに、土壤汚染状況調査の計画を立案いただきます。次に、地形測量調査業務についてですが、候補地の地形を把握することを目的とし、近傍の基準点、水準点を与点として、敷地周辺も含めた現地測量、中心線測量および横断測量を実施していくものです。これらの積算根拠につきましては、先の環境影響評価業務などへのご質問で説明させていただいたとおりでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 先に要旨2および要旨3について再質疑いたします。先ほどから、四か所のどこに決まってもいけるように最大の金額でとおっしゃるわけですけど、それならば、環境影響評価業務の2億5,718万円、

施設整備・造成等基本設計業務 6,085 万 2,000 円および委託料 7,500 万 9,000 円の最大というのはどういう意味ですか。特に債務負担行為については何年間にもわたってやるわけなんです。そうすると、何年間にわたって最大のものを積算して 2 億 5,718 万円になったというのですか。それなら、きちっと年度ごとに四か所についてこういう金額になりましたから最大こういうふうにとりましたと説明するべきじゃないんですか。何も金額が出てきていないんですよ。私の方は、業務内容および積算根拠を説明されたいと言ってるわけですから、当然数字的な説明がないと答弁になっていないと思いますので、ちゃんと説明してください。

それから、要旨 1 について尋ねますが、どうも答弁を聞いていると脱落している部分があるんですよ。なぜかと申しますと、既に条例によって候補地が決まった場合は、議会の承認を受けるとなっているんですよ。議会の承認はいつ受けるのですか。急ぐから臨時会を一か月も待てないと話されるが、承認を受けないまま予算執行しようと思っているんですか。これが一番重要な問題なんです。これは、きちっと管理者がお答えになるべきじゃないんですか。それからもう一つ、管理者は、いつ候補地の特定をして議会の承認をお受けになるのか。その前提がなしにこのような予算を提案されること自体とんでもないことと私は思

います。その点、事務局の方にもお尋ねしたいのですが、候補地が決まって議会の提案があって承認され、そこで初めて入札ができるのでしょうか。入札のために四か所とも計算しているわけですか。決まってから計算するのが当然じゃないんですか。そういう意味で、入札をどのように考えておられるのか明確にしてほしいと思います。それからもう一つ、急ぐとおっしゃるが、二年間も遅れてしまったのは愛荘町竹原区を候補地とした経緯が不透明であることを大きな理由として白紙撤回する決議案が全会一致で可決されたんじゃないんですか。ですから、二年間も遅れたのは、管理者の責任が大きいと思います。しかも、第六回の管理者会議まで彦根市の候補地を推しているながら第七回で突然お変えになった。その理由も明確に説明しないまま今日に至っているわけです。まず、管理者がこんなに間を開けたのは私の責任ですとお認めになるべきじゃないんですか。僅か一か月とか問題にすることじゃないでしょ。二年間を問題にするべきだと思うんです。そういう点から管理者として急ぐという言葉をおっしゃらないでいただきたい。きちっと手順を踏んで、まず候補地を決めて管理者として議会に提案して、そこで承認を受けたうえできちっとした一か所で予算を提案すべきだと思うんですが、その点はどうなんでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 今回最大規模で上程させていただいている予算額について、四つの候補地のそれぞれの費用をいくらで積算しているかお答えさせていただきます。最大規模での見積りは、先ほど西澤議員の答弁で申しましたとおり、面積については、4万8,000㎡から6万5,000㎡と四つの候補地で開きがありますので各候補地で条件が異なる部分につきましては見積りをいただく業者にはお示ししております。もちろん面積が大きいところであれば測量業務が一番高いことがあります、そういった条件を基に業者には一つの最大規模で出させていただいておりますので、それぞれのところでいくらでというかたちでの見積りをいただいております、一つの業務で地質断層調査であれば、断層が存在し、面積が広いところが費用が高くなったと業者が判断していることとなりますけど、四つの候補地のどこであっても実施が可能な額となっておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（安澤勝君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 再度お答え申し上げますが、今回ご提案させていただいている背景は、これまで建設推進室長が重ねて説明させていただいたとおりでございます。一つの候補地に決めてからということですが、先ほどご指摘いただいたのは、建設地を決める・変更するには議会の

同意が必要であるという条例を制定していただいておりますので、今回私どもが提案させていただいている各種調査は、確実にここが建設地となり得るかどうかを調査するものでございますので、諸調査を終えて当該候補地が建設地となるあかつきには、手順を踏みご提案をさせていただくことになると思います。管理者会におきましても四つの候補地から一つに絞る作業をしておりますので、これも議会の皆様と調整をしてできるだけ早く一つの候補地に絞っていきたいと考えておりますのでご理解のほどお願いいたします。

○2番（獅山向洋君） 議長。議事進行。

○議長（安澤勝君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 予算については、場所を絞っていくための費用であるかのような討論があったのですが、これは違っているんじゃないかと思うのですが、その点確認をお願いします。

○管理者（大久保貴君） 環境影響評価は候補地を決めて、建設地としてなり得るかどうか状況を調査する必要な手順です。建設地は調査をされたあかつきにご提案させていただく流れになります。

○議長（安澤勝君） 敷地の中のどこにするかという。

○管理者（大久保貴君） いいえ。条例で決めていただいたのは施設の設置位置を定める、またそれを変更

する。これを議会で諮ってくださいという条例ですので、今回提案させていただいたのは、条例以前のという理解をしています。候補地ですので建設地とは違います。

○議長（安澤勝君） 現在四つの候補地をどこにしようかということこれから、議論をしていくということです。その点については条例で、建設地については議会の同意が必要だと。現状は、候補地の選定をしているということですので条例以前の議論であるということです。

○議長（安澤勝君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 今おっしゃった内容で、再々質疑いたしますけれども、建設候補地を決めるためだとおっしゃったわけですから、建設候補地が決まって環境影響評価をやって駄目だとなったときには、候補地ではなくなるわけですから、そうするといつまで経っても建設地が決まらないことになります。今回の問題は愛荘町竹原区に決めたことについて、いろいろ問題があったから、建設地を決める際には議会の承認を得てほしいと言っているわけで、四か所の内どれかに決める場合、議会の承認が必要じゃないんですか。そうすると、管理者がまた議会に何も諮らず決めてしまえるというお考えですね。そういう前提で考えれば、今回のように最大限の金額を取ったとなると、一体どこに決めるおつもりなのか、全然分からずに

この金額で承認しないといけないようになるんです。そんな予算の提案なり、あるいは議会の決め方が正しいと思っているのかどうか。我々からいえば、こんな漠然とした積算の根拠さえ明確にされない予算について承認するのはおかしいんじゃないですか。やはり責任を持った答弁をしていただきたいのですよ。

○議長（安澤勝君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 私どもはこれまで候補地を選定するに当たりますして、候補地選定委員会を設けまして、そこで候補地を選定する手順やルールを決めていただきました。一連の流れは、議会の皆様にも同意を得て進めてきたところでございます。私どもは要綱に従いまして、候補地を決め、候補地となった自治会に対して通知をし、公にしてまいったということです。この手順につきましましては、要綱どおりさせていただいたということでございますが議会の皆様に同意を得るところまでいきませんでしたので、四つの候補地をすべて候補地と認め今、絞込み作業をしているところでございます。したがって、まだまだ環境影響評価を始めとした諸調査について専門的な機関にお願いをして選定委員会では四つの候補地がすべて候補地となり得るということでございましたけども、さらに具体的に検証していく作業に入っております。その結果、皆様に相談していただく内容がある

かもしれませんが、私どもは現時点ではこの予算をお認めいただいで必要な調査に入っていきたいと考えておりますので、私どもとしては正しい手順を踏んでいると確信しておりますので、是非、ご理解をお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 以上で、事前に通告のあった質疑が終了いたしましたので、議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） では、暫時休憩をいたしまして、討論の発言順位を決めさせていただきます。

暫時休憩いたします。

〔午後3時38分休憩〕

〔午後3時45分再開〕

○議長（安澤勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。討論の通告者が3名おられますので、順次発言をしていただきます。その順位は、9番 北川元気君、2番 獅山向洋君、6番 西澤伸明君の順とし発言を許します。9番 北川元気君。

○9番（北川元気君） 議案第6号令和元年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（1号）反対の立場から討論いたします。反対の主な内容は、債務負担行為として出

されている環境影響評価業務 2億5,718万円および施設整備・造成等基本設計業務 6,085万2,000円、補正予算書9ページの委託料 7,500万9,000円についてでございます。簡単に言うと、四つの候補地これに対して、様々な調査をしますよと。その四つの候補地のどこになってもいいようにこれから四つの候補地が一つに絞られていくのですが、どこで調査してもいいように満額の金額を提案されたということですが、議会人の端くれとして、こんな予算の提案の仕方を初めて聞きましたし、どの候補地になるか全く分からない。例え話で恐縮ですが、銀行に家を買いますと、お金貸してくださいと言って、どこに家を建てるかも決まっていない。どんな内容の家かも決まっていないのにお金貸してと言って銀行マンがお金を貸しますかね。そういう意味で、我々一市四町の住民の代表としてここにいるわけですが、それについて賛成だ反対だ。そもそも、議論をしようとしてもどこの候補地でどんな調査をするのかすら説明されない。まず、大問題だということを指摘しておきたいと思います。そのうえで、先ほどからの質疑で再三、急がないといけないということをおっしゃっている、それは、分かります。早くした方がいいということも、調査が必要ということも理解しています。でも、やはり手順を踏んでやらないといけないし、今回愛荘町竹原の件が白紙撤回になりましたけ

ど、これは管理者会議でまとまらなかったから管理者の責任において決定してくださいといわれ愛荘町竹原だったわけです。だから、管理者の責任において決定した愛荘町竹原が白紙撤回になったその責任をとっていただいて、もしくは責任を感じていただいて、この先の手順を進めていただかないといけないんじゃないでしょうか。そんな中、この様などこの候補地になるかも決まっていない、どんな調査をするかも分からない、積算根拠の数字すら明かせない、こういったのを我々議会に提案してくること自体、何を考えているのか分からないということを上申して反対といたします。

○議長（安澤勝君） 2番 獅山向洋君。

○2番（獅山向洋君） 私の反対の主旨は、質問の内容からご理解いただいていると思いますけど、債務負担行為と委託料これについて、なぜこの機に提案され、また議論しないといけないのかそれがよく分からない。例をあげると環境影響評価 2億 5,718万円について私は、より具体的な業務内容および積算根拠を説明されたいと言っているのに全然数字が出てこない。こんなばかな予算あるんでしょうか。総額 200億の大事業なんです。しかも、二年間もブランクがあって、その原因も管理者の説明が不透明だというような、おかしいことをつまづいて遅れているわけなんです。ですから、この問題は一市四町の皆さんが本当

に注目しておられるんですよ。新聞に出るたび我々も質問されるんです。ですから、今までは今までとしては言いませんが、管理者が責任を感じてもらわないといけないのですが、これからまだこんなことを続けていたら管理者会議も議会も信頼を失いますよ。とにかく、少なくとも我々も地域住民に対して環境影響評価業務 2億 5,718万円は、こういう内容ですと。あるいは、施設整備・造成等基本設計業務 6,085万 2,000円は、こういう内容ですと言えるようにしてもらわないといけないでしょう。私どもも四か所どこになってもいいように最大の金額をとりました。こんな説明できますか。議会の皆さんもよく考えていただきたい。こんなのは、ちゃんと場所が決まってからすれば済む話なんです。それが一か所とかおっしゃったけど、一か所どころかこの候補地を決めるのにどれだけかかっているのですか。新聞には9月末ということが書いていましたが、時間調整がどうのこうの問題じゃないでしょ。地域住民の皆さんからしっかりと手続きをとってやっているという信頼をもらうことが一番大切なんです。200億もの金を出さなきゃならない地域の皆さんも今後 30年か 50年か分かりませんが、ごみ出しというのは家庭においても非常に重要な問題なんです。そういうものを、こんないい加減な提案をして我々が議決をするのを恥ずかしく思っていたきたい。以上、色々と申

しましたが、別に否決したところで何も影響ないんですよ。きちっと決まってから提案してもらって、我々が賛成すればいいわけであって、これから10年もかかるというのに僅か一か月のことで急げと言う方がおかしいのではないのでしょうか。以上、私の反対の意見でございます。

○議長（安澤勝君） 6番 西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 業務がいいかどうかという判断以前の問題ですよ。そういう点でも先ほど先輩議員が二人言われましたが、その内容が最大限です。同時に急いで決定していきたいという当局側の狙いに実際には、外れていっているように思います。振り返っていきますと、広域化の計画が出てから20年近く経ちます。そして、候補地が幾つかあがってきました。最近では、愛荘町竹原区、これは非公開で選定をしたため、決定をして公表した段階で爆発するとずっと警告をしてきました。そのとおりになりました。やはりごみ問題、アンケートの中にもありますけども皆が出して処理をする必要がある施設という点では、八割を超える方が合意をされてそういう自覚をされているんですね。だからこそこういう方向で住民の皆さんの合意を得たいという丁寧な手法が絶対必要なんです。ところが、四つの中からどこが選ばれてもいけるようにと数値も積算の広さも4万㎡から6万㎡と大きく違いますし、地形自体も違

います。それから、断層の存在も全部違います。そういうものをマックスで計上する手法が許されてはならないと思います。ですから、特定されてこういう予算が必要だという説明が全くできないですね。四つの中でいずれ一つが絞られるからマックスで提案することからいうと議会の同意、議会の合意、納得それから、住民の方々に理解を求めていく。私たちも住民の方にこういう段階を経て決まっていくのだという説明ができないままですよ。そういう点では、施策の良し悪し以前の問題で当局はこういうはみだしをしてはいけないということを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（安澤勝君） 他に討論はありませんか。討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第6号 令和元年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安澤勝君） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第6号 令和元年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（安澤勝君） 次に、日程第5議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（安澤勝君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の概要についてご説明申し上げます。本条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法により地方公務員法の一部が改正されたことから当組合職員の給与に関する条例について所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、事務局から説明を申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（安澤勝君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中江淳展君） 議案第7号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明させていただきます。条例案と条例改正概要書をあらかじめお配りしておりますが、このうちの条例改正概要書をご覧ください。今回の一部改正については、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当

に差別されないよう、成年被後見人等の欠格事項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布され、同法により地方公務員法の一部が改正され、成年被後見人等は職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができないとする規定が削除されたこと。また、職員は成年被後見人等に該当したときは、その職を失うとする規定が削除されたことに伴い、本組合の一般職の給与について所要の改正を行うものでございます。概要書の下をご覧ください。具体的な改正内容であります。改正案と現行条例の対照表を記載しております。条例第22条および裏面の第23条においては期末手当の支給について、第25条では勤勉手当の支給について、第32条においては休職者の給与について、それぞれ規定しておりますが、このたびの地方公務員法の欠格条項に係る規定が削除されたことに伴い、それぞれ関係する規定について削除するとともに必要な文言の整理をするものです。最後に付則でありますが、第1項で施行期日を規定しております。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、付則第1条第2号に規定されております公布の日から起算して6月を経過した日である令和元年12月14

日から施行するものです。続いて第2項では経過措置について規定しております。この条例の施行日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による改正前の地方公務員法第16条第1号に該当して、第28条第4項の規定より失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、なお従前の例とすることを規定しております。以上で、議案第7号彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第7号彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安澤勝君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第7号彦根愛知犬上広域行政組合職

員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 一般質問

○議長（安澤勝君） 次に、日程第6定例会でありますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。

一般質問の発言通告書が3名の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、6番西澤伸明君、2番獅山向洋君、5号角井英明君とします。

なお、一括質問、一括答弁ですので質問者は一括で質問していただきたいと思っております。6番西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） それでは、一般質問をさせていただきます。先日の全員協議会でアンケートの結果報告書が配られました。アンケートに寄せられた声を、どのように受け止め、どう向き合うかという標題であります。先日、配布されたアンケート結果を見ますと、ごみ処理施設に対するイメージでは必要不可欠な施設と回答されておられる方は89.4%と高くあります。その上で、ごみ問題をはじめうんぬんで学べる施設、これが第3位を占めています。前向きに考えている方は、よく見ているんだなというように思いますが、安心安全のごみ行政を推進する上でアンケートに寄せられた住民の意識。これをどのように考えていくのか、そして答えていくのか重要な段階にきているように思います。二つ

目は、マイナスイメージの回答が30%台を占めています。少ない部分もありますが、この課題では処理方式、搬入それから定期点検の公開、そして建設場所の確定などの課題では、軽視できない課題を提起していると思います。これにどう答えるのかお答え願います。三つ目は、自由意見欄は、それぞれのテーマで鋭く射た声の寄せられているものが多くあります。多様な意見が寄せられていますが、これを見てもごみ問題、処理施設の建設問題の複雑さを改めて感じるものであります。当局の見解を求めていきます。

標題2であります。候補地決定が難航している現状の根本的総括が必要だと考えるものであります。具体的には一つ。竹原に対する決定を撤回した要因の総括はどのようにしているのか。議会は、決定そのものの経過が不透明だということで議決がされましたが、当局としてはこの撤回をどのように総括をしているのかお答え願います。二つ目は、こういったものの見直しが求められている現在のタイミングだということ考えます。私たちは、広域化の方針が示された段階、つまり1999年の段階から当時の知事や首長さんに可燃物処理の広域化方針を見直して撤回を求めて要請などを行なってきました。国の方針を受けて、県が広域化計画を発表したのが平成11年。1999年、その方針のもと広域化のための施設建設候補地をめぐって、20年近く難航しているのが現実

です。わが町のごみは、わが町で処理する。ごみをできる限り出さない努力が必要と、住民も行政も善意の考えを持っておられると思います。しかし、アンケートの声にあるように、いざどこに建設するかとなれば、思いは大変複雑になるのが現実だと思います。広域化になればなるほど巨大な施設が必要となり、住民の合意が得られるなど、様々な課題解決には困難が膨らむのは当然だと思います。県の示した広域化の方針の中でも、今まで以上に周辺住民の合意を得るようという指摘もされているところであります。現在稼働している、彦根市清掃センターとリバースセンターの枠組みで検討をするという広域化方針、広域化計画の方針を早期に見直す決断が求められていると思います。三つ目に、そこで愛知犬上の四町が独自に検討必要な課題であります。この場においてリバースセンターの枠組みでは、旧湖東町や愛東町が離脱をした影響があるわけですね。その影響を前向きにとらえて、RDF方式の見直しを含めて広域化の方針から離脱が可能なのではないかと考えています。広域組合としても、この機会に提起、助言されることが可能ではないかと考えますので見解を求めます。四つ目に、聞けばごみ減量化計画の策定を完成させていない自治体があるといひます。彦根市さんは既に策定されているとのことでありますが、できていない町を援助されているとのことです。ごみの減

量化の計画策定と、厳格な実行で環境に負荷をかけないごみ行政を当組合の指導性を発揮すべきではないかと考えます。これは施設建設の巨大化を避けていく方策とも繋がると考えるものであります。

標題3であります。ごみ問題は住民に一番身近な各市町の議会でこそ議論すべき課題と考えるものであります。最後に、この広域行政組合の議会が、処理場の建設地の選定に先鋭化せざるを得ない状況に陥ってしまっていることを大変残念に思うわけであり、ごみの広域化計画の是非と併せて、人間の暮らし、経済活動、社会のあり方などと密接に関わるからこそ住民とともに考え、住民一人一人が自分が出すごみを通じて、環境、社会、経済、政治など、奥深い課題に気付くのではないかと思います。現に、こういう機会にとられたアンケートでは、ごみ問題の原点にも触れた意見も数多くみられたところがありますので、この機会に議論の進展を望むものですが当局の見解を求めます。二つ目ですが、我が町のごみを我が町で責任を持つとの原点を、この時点に立って改めて見直すということが重要だと考えるものであります。白紙撤回を求める自決でも触れられています。当初の応募地から再検討することや、新たな公募も視野に入れることなど、絵が盛り込まれていることが書かれています。そういう点も考慮しながら、改めて見直すことが重要だ

と考えています。甲良町議会の議決、彦根愛知犬上新ごみ処理施設建設候補地の決定見直しを求める意見書。これは2018年6月12日の決定であります。これでは広域化計画のあり方も含め、見直しを求める文面となっております。その点でも、改めて見解を求めます。三つ目に、9月末を目途に候補地の中から一つに絞る。こういうことが、答弁で繰り返しされてきました。期限ありきを改め、それだからと言って、ずるずると延ばすことを求めているわけではありません。住民合意を求めれば、おのずと落ち着くところに落ち着いてくるものであります。しかし、議論がされておりますとおり、200億円の膨大な費用そしてそれをプラスして、搬入道路などの関連事業を入れますとプラス最大で30億円がかかる。ないしは数十億円ですよね。これがかかる重要な事業となるわけですから、そういう重要な事業であればあるほど各市町の議論を積み重ねることが重要だと考えるものですが当局の見解を求めます。以上です。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 要旨

1についてお答えします。新ごみ処理施設整備に関するアンケートにつきましては、四つの候補地の中から、最適な建設候補地を選定するに当たり、新ごみ処理施設整備において重視・期待されることなど、圏域住民の皆様のご意見を参考とさせていただくことを目的として、圏域住民7,000人を対

象に6月上旬から同月24日まで実施いたしました。また、その結果につきましては、組合ホームページでも公開しているところでございます。さて、アンケートの内、ごみ処理施設に対するイメージを問う設問に対しては、議員のご質問にありますとおり、まちをきれいに保つために、必要不可欠な施設だというイメージという回答をされた方の割合が最も高く、その回答割合が89.4%、次に高かったのがごみ発電やリサイクルにより、循環型のまちづくりに寄与する施設だというイメージで44.4%、3位がごみ問題をはじめ、環境について学べる施設だというイメージで41.4%という結果でございました。この結果から、住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るために、圏域の多くの方がごみ処理施設が必要不可欠なものであると認識されていること、また、資源循環・エネルギーの回収による循環型社会への貢献、更には、ごみに対する意識を高め、ものの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐための環境学習施設としての機能も求められていることが分かります。このことから、エネルギーの有効利用、排ガスに関する高度な処理、効率的な施設運営などを可能にする広域的な処理体制、環境啓発の核ともなる新ごみ処理施設について、圏域住民の皆様の期待に応えるべく、一刻も早く実現させる必要があると改めて認識しているところでございます。次に、要旨2についてお

答えいたします。議員ご指摘のとおり煙突や排水口から環境によくないものが出ている施設だというイメージという回答の割合が36.3%、不衛生で汚れや臭いがする施設だというイメージが30.1%であり、ともに回答割合が30%を超えておりました。これは、要旨1でお答えしましたとおり、ごみ処理施設が必要不可欠な施設であると認識される一方で、水や大気の汚染による健康リスク、悪臭などの発生による不快感など、地域にとってのマイナスな影響を心配されている結果であり、ごみ処理施設などいわゆる迷惑施設に対する普遍的な反応であると考えます。特に建設候補地周辺においてその傾向が見られ、組合としましては、これまで住民説明会などにおいて、新ごみ処理施設を構成する機器・環境保全技術の発展により排ガス・排水・悪臭・騒音・振動などによる影響を限りなく小さく抑え、法律で規制する以上の水準を達成することが十分可能であることを説明してまいりました。しかしながら、周辺地域の方が不安に思われることは当然であり、最終的な建設候補地周辺の住民に対しては、住民説明会で丁寧な説明を重ねてまいるのは当然のことですが、環境影響評価業務を通じて住民との対話を深めるとともに調査結果などを広くお伝えし、また最新の施設を実際に見学していただくなど、不安事項の払しょくに努めてまいりたいと考えております。続きまして、要旨3について、お

答えいたします。自由意見につきましては、新ごみ処理施設建設に関する賛成・反対のご意見だけではなく、新施設に対する要望や提案、更には現在のごみ処理事業に対する感謝の声、逆に不満の声、環境学習に関する事など、738件に及ぶ様々なご意見をちょうだいしました。建設候補地再選定だけにとどまらず、今後のごみ処理行政を考えるうえで大変貴重なご意見をいただいたものと考えております。

それでは、次に標題2の要旨1についてお答えします。平成29年6月に新ごみ処理施設の建設候補地を愛荘町竹原区に決定させていただきました。以降、特に、選定結果報告書にある建設候補地として優先順位1位をはずし、なぜ2位の愛荘町竹原区を選んだのか。また、候補地選定に係る管理者会において最終の段階で愛荘町竹原区を選んだ経緯などについて、議会などでご質問をいただき、ご説明をさせていただきましたが、ご理解を得ることはできませんでした。結果、平成31年2月定例会において、環境影響評価など愛荘町竹原区における新ごみ処理施設建設に必要な調査に係る予算を承認いただかず、併せて建設候補地愛荘町竹原地区の白紙撤回を求める決議書が全会一致で可決されました。当組合としては、このまま必要な予算を認めていただくことができなければ、新ごみ処理施設の建設自体が困難となり、圏域全体の公益を損ねると判断し、組合議会運営代

表者会議の皆様からご意見をちょうだいしながら管理者会で検討を行い、愛荘町竹原区を唯一の建設候補地とするのではなく、平成27年から28年にかけて実施しました建設候補地の公募に応募いただいた愛荘町竹原区を含めた五つの応募地から再選定へ参加意向のある全ての応募地を候補地とするという結論に至り、候補地を愛荘町竹原区一つに決定したことについて白紙に戻すこととさせていただくものでございます。次に、要旨2についてお答えします。平成11年に滋賀県下でのごみ処理に関する広域化処理施設整備の方向性が示されている滋賀県地域広域ごみ処理施設整備基本構想が策定されたことを契機に、以降当組合圏域でも広域でのごみ処理を目指し検討を行ってまいりました。その中で平成20年度には湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想を策定し、今日まで広域でのごみ処理施設建設候補地の選定業務を行っているところでございます。また、平成30年8月定例会でもお答えさせていただきましたとおり、彦根市以外の四町が新たな施設を建設する場合、現在の固形燃料化施設は、成形物の運搬費用が売払額を大きく上回っている状況であり、費用対効果の面から次期施設は焼却施設になると考えられます。その場合、現在のリバースセンターの土地の所在は東近江市であることから、建設地は四町のいずれかになります。国の交付金を受けられる要件は

人口規模五万人以上であることから、交付金の要件を満たさず建設費用の全額を四町で負担することになり、大きな財政負担を強いられることとなります。さらに、ごみ処理の広域化は、統一的な分別・処理の効率化や発電などの余熱利用による循環型社会の形成に寄与できること、また、施設の集約化によるスケールメリットが生じ、施設の建設費や運営費の縮減が図れることなど、一市四町にとって大きなメリットもあると考えております。以上のことから当組合としてはごみ処理の広域化そのものの見直しについては考えておりませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。次に、要旨3についてお答えします。まず、旧湖東町、旧愛東町がリバーセンターの枠組みから離脱されたことは、東近江市の合併による整理統合を理由とするものであり、当組合のこれまでの方針に影響が及ぶものではないと考えております。R D F方式の見直しと広域化の方針からの離脱については、さきのご質問にお答えしたとおりでございまして、当広域行政組合圏域での焼却施設を含めた新ごみ処理施設の建設が妥当と考えており、広域化の方針についても変更は考えておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。次に、要旨4について回答させていただきます。施設規模と圏域のゴミの減量目標との関係性については、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画案にもお示しは

させていただいておりますが、減少傾向にある燃やすごみについては、さらに減少させるように、増加傾向にある燃えないごみや粗大ごみについては、現状維持をそれぞれ目標とし、その数字に合わせた施設規模を考えております。したがって、ご質問にありますゴミの減量化計画の策定と施設の巨大化を避ける方策については、まだ案の状態ではございますが現行計画の施設規模に反映されておりますので、ご理解賜りますようお願い致します。詳細な施設規模については、一市四町のごみ処理方法の統一化の協議結果により決まってくることとなりますので、併せてご理解賜りますようお願いいたします。また、厳格な実行で環境に負荷をかけないゴミ行政を当組合の指導性を発揮すべきについてですが、ごみの減量や資源化などの取組については、本来、各市町が一般廃棄物の処理基本計画を策定し、それに沿った施策を実施していくことが責務となることから、今後も各市町で啓発・指導などを実施いただくべきものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

では、標題3の要旨1についてお答えします。議員がおっしゃるように、ごみ問題は、住民の日常生活と密接にかかわるため、行政と地域住民がともに考えなければならない問題であり、これまでも各市町において、ごみなどの発生抑制や再利用の推進など、ごみ減量に向けた様々な取組がなされて

きました。今後においても、各市町が抱えるごみ問題については、先ほどもお答えしましたとおり各市町の責務として、住民、事業者、行政が一体となってごみ問題に取り組む必要があるものと考えておりますので、ご理解願います。次に、要旨2についてお答えします。平成30年6月12日付けで甲良町議会からいただいた彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設建設候補地の決定見直しを求める意見書には、広域化計画のあり方も含め、建設候補地選定を抜本的に見直すこととありますが、一市四町でのごみ処理の広域化につきましても、各市町において協議を重ね、現在の枠組みでの広域化が必要であるとの結論に至ったものであります。よって、当組合としましては、現状においても当圏域においてごみ処理の広域化が必要であると考えておりますので、ご理解願います。次に、要旨3についてお答えします。彦根愛知犬上地域での新ごみ処理施設の建設事業につきましても、湖東圏域で広域化に取り組むとして進めてきた事業であり、現状における現有施設の急速な老朽化を考慮したうえで、事業の遅れが圏域全体の公益性を損なうことに繋がると判断し、9月末を目途に最終的な建設候補地を決定していきたいと考えているところでございます。現計画案では、施設建設費は概ね200億円となっておりますが、本年の2月定例会におきまして、安澤議員の質問でご答弁申し上げましたとおり、

国の循環型社会形成推進交付金を活用することで費用の三分の一あるいは二分の一が交付金対象となること、また、一般廃棄物処理事業債を活用することで、費用負担を分散させられることに加え、起債裏に対し交付税措置を受けられる部分もございます。また、民間手法を取り入れた事業手法を採用することなどを検討しており、事業手法によって建設費用も抑えられる可能性があると考えております。彦根愛知犬上地域における新ごみ処理施設の建設事業については、当圏域全体の公益性を損なうことなく事業が進められるよう、一市四町の議会選出の組合議員の皆様からのご意見などをいただくとともに、各市町で議論いただいたご意見も賜りながら議論を重ねてまいることが重要と考えておりますので、ご理解願います。

○議長（安澤勝君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 標題1についてであります。住民アンケートの1ページを見ますと、回収と配布、それから回収率などが書かれています。回収総数が2,293通になっています。対象人口との関係で計算をしてみますと、対象人口は総計で15万6,248人となります。そして、回収総数からみますと、1.46%ですね。それぞれ区分けがありまして1から9まで並んでおりますが、1番多い候補地3のところでは14.89%。そして1番少ないところでは5、1、2、3以外の彦根市のエリア、つまり彦根市の1、2、3

の候補地以外のところだと0.26%。つまり候補地に近いところは関心が高いけれども、アンケートに答える率から見ると、こういうように14%対0.26%というように開きがあるんですね。そういうところからみますと、下にある推定誤差これが全く意味をなさないというように私は思います。その点は、私の見解であります。そこで、自由意見のところでは回答いただきました。その中には大変、まどを射た回答といいますか意見が述べられています。例えば11ページ、市民からの調査、監査請求に応じ、情報開示を拒否することなく公開することなどを求めた意見があります。これらは私、制度化をして条例化をすることが必要だというように思います。つまり、ごみ問題が住民との関わりで非常に深い、そして環境負荷をかける、そして迷惑施設だというイメージをそれぞれの住民が自分の力で、また自分の認識で乗り越えていくということからも行政と近い関係を作るという意味でもこの意見は大変的を射た意見だと思うのです。あと他にも、下西川町の回答の中に触れられていますが、その他にもざっとしか私、読んでおりませんが、大変、まどを射たアンケート、声が寄せられています。これを、この瀬戸際になっています四候補地の中から一候補地を選ぶ。そして、そういう状況から今ごみ問題は、大変住民の中ではどこに決まるのかというのが大きなテーマになりますが、関

心事になりますが、同時にごみ問題を考える、このアンケートに示された意見も反映しているように思うんですけども、その点、自由意見をどう考えるか。これが一つです。

それから二つ目は、ごみの減量化は各市町が取り組むことだということにあっさりと言っておられますけども、ごみの処理を引き受ける当組合としては、きちっとごみ減量化を考えてくださいよと、計画を策定しなさいよ、そして厳格な実行をしてくだささいよという点では、指導する役割と指導する権限があるのではないかとこのように考えますが、どう考えてますか回答を求めます。

それから、標題3に関わりますが、大きくなればなるほど環状問題があります。それから搬入の問題で、運営費の膨大さがかかってきます。もちろん全国的にまた県下でも、長浜市の処理施設が施設を新しくされました。聞きますと、公開をしながら丁寧にして、そして何ら問題がなかったとは言えませんが、既に実行されてやられてるという状況ですね。そういうところから見ると、やはり時期を、出口を当初から設定をして補正予算に見られるように手抜きはせず、一つ一つコマを進める必要があります。同時に、ごみ問題は大きな課題であります。その点でも大きな課題であるからこそ、身近なところできちっと処理をする、責任を持つという方向を提起する必要があるのではないかと思います

ので見解を求めます。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） アンケート結果から住民へ今後建設地を選定するにあたって可能な限りの情報を公開していったって、周辺の皆様や先ほど申されたあまり意識が高くない自分のところには関係がないと思っておられるような地域の皆様にもごみ処理問題を考えていただくのは大変重要なことだと思いますが、ごみ問題を考えることについては市町が啓発などをしていただくというのが責務だと思っております。ただし、ごみが減量されていくという目標を立てて今の施設規模というのは策定させていただいておりますので、その辺ごみ減量の進まない市町については、こちらからごみ減量を進めていく指導をしていく必要があると考えております。また、ごみ処理施設が稼働した場合においては、ごみの分別がわるい市町については、広域行政組合から指導をしていくべきだと考えております。ごみの大きな課題ということで、それぞれの市町の住民が身近なところでのごみ処理施設について考える機会が出てくるのかと私も考えておりますが、一市四町の広域でごみ処理施設を建設することによって圏域での公益性も高くなると考えておりますので広域化というのは今後進めていくべきと考えておりますのでご理解願います。

○議長（安澤勝君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 意見の中に、住宅に近いところ、住居に近いところという意見もあります。その理由を見てみますと、搬入が容易であること、現在の彦根市清掃センターのことが想定されていると思いますが、リバーセンターの場合も直接持込みも結構多いんですね。そういう点から言いますと、やはりそれぞれの近いところにごみ処理施設がある、そして業者の手を煩わすことなく自分たちで持って行ける。資源ごみも搬入できるという点では、やはり住民の方の合意も得やすい場所としても、広域化計画の見直しは迫られてくるというように思うんです。ですから、主要な施策の成果のところでは書いていますが、平成27年度以降ごみ処理広域化計画調整会議、毎年開催していますとなっておりますが、そこでも、これは場所の決め方だけではなくそういう広域化になった段階で住民の合意を得ていくうえで、どういうようにしていくか。そのことがネックになっていないかということとは論議になっていないのですか。管理者さんに聞いておく方がベターと思いますが、最後をお願いします。事務局が分かれば、それでも結構です。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先ほど、施設が近いところで排出ができると便利というのは、彦根市の住民の多くの方が思っておられることだと思いますけども、この広域化をしていくということについては、これまでから

一市四町のそれぞれの意見の中でも維持管理面での運営費の削減であったり建設費の削減を抑えられるといった大きなメリットがあるということで、これまで進められてきたものでございます。広域化を脱退するといったようなかたちで撤退するのは、それぞれの市町の中で議論いただいて判断をいただくものになるのかと思いますので、現状では一市四町の広域化でのごみ処理施設の建設が求められているものというふうに判断しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 当議会の会議時間は、当組合議会会議規則第36条の規定により、彦根市議会会議規則第9条の例によって、午前9時から午後5時までであります。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

それでは、獅山議員。

○2番（獅山向洋君） それでは、一般質問を行います。標題1ですが、管理者会と議会運営代表者との意見交換会について質問します。私も本年度から、この議会運営代表者の一員として参加しているわけですが、この意見交換会が理解できないところがありますので質問したいと思います。まず項目1、この意見交換会につきまして、彦根愛知広域行政組合事務局長名で開催通知がなされております。行政組合事務局長が意見交換会の主催者なののでしょうか。事務局長が開催通知を

行う根拠がどこにあるのか。またなぜ、管理者または管理者会あるいは議長が開催通知を行なわないのか。この点について質問いたします。項目2、意見交換会は単なる意見を交換する会であって、何ら決定権限がないと理解してよいのでしょうか。意見交換会の進行を取り仕切っている、つまり取り仕切るといえるのは司会進行のことなのですけども。この取り仕切っているのは、開催通知を行なっている事務局長なののでしょうか。この辺がよく分かりません。また事務局長であるならば、その根拠はどこにあるのでしょうか。項目3、意見交換会が単なる意見交換にとどまらず、何らかの決定を行うとすれば、意見交換会という名称と実態が矛盾してきます。それと同時に、当然決定のために議事規則が必要であると私は考えますが、そういうものが存在しているのでしょうか。項目4、意見交換会の議事録は作成しているのでしょうか。どうも、ただ意見を言っているだけみたいで、そういう意味で議事録を作成して、きちっと公開すべきではないかと思えます。これは、意見の決定権限があるということを前提にした場合です。項目5、広域行政組合につきましても承知のとおり、条例上の議会運営委員会は存在いたしません。それに代わるものとして、議会運営代表者が選出されたものと、私は理解しております。ですから、議会運営代表者が議会運営委員会の所管事項、つまり議会固有の問題に限定

されるべきであるのに、ごみ処理施設候補地選定に関する実質的な意見交換を行なっているわけでございます。これはどうも所管事項を超えた権限ゆえの行為じゃないかと私は思うわけですが。皆さんもご承知のとおり、白紙撤回の決議の第3項には、意見交換会を必要に応じて開催せよと書いてあるので、それはそれでいいのですが、決定行為までやったら問題があるんじゃないかなと。仮に所管外の事項について意見交換を行ったり決定したりするのであれば、その権限を明確する条例をすべきであると考えておりますが、これについていかがでしょうか。

次に、標題2に移ります。令和元年7月20日開催の彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設建設に係る意見交換会において配付された資料について質問します。私も、この日に傍聴いたしまして資料をいただいて、これを見てちょっと分からないところがあって、いくつか質問することにします。まず項目1、この資料の作成者は彦根愛知犬上広域行政組合建設推進室となっております。しかし、この実質的な作成者は一体誰なのか。推進室が完全に自分でみなお作りになったのか、その辺のことを聞いておきたいと思っております。特にコンサル業者の関与の度合いです。どの程度関与しているのか、こういう点について作成の結果を説明していただきたい。それと、もう一つは当然ご承知のことと思っておりますけれども、

管理者および副管理者が、きちっと決裁された文書であるかどうか。この点も明確にしていきたいと思っております。これは、管理職および管理者が決裁したというならば、やはりその方々についても何らかの説明責任が出てくるのではないかと思いますので、そういう点でお尋ねするわけですが。それから、項目2ですが、三回にわたって行なわれました現地視察でございますけれども、私も参加いたしました。そのときに、芹川あるいは宇曾川、安食川に新たに橋を架けるというような説明を受けました。しかも、そう言われてこの配布資料を見ますと、なるほど川を渡っているわけです。それならば、なぜこの資料に橋を架けるとか、そういうことをきちっと明示されなかったのでしょうか。これほど重要な問題、経費も非常にかかるわけでございますので、それについて地域住民との意見交換会において詳細な説明を行うべきではないかと思ったわけですが。そういう点で、この意見交換会においてどこにこういう橋を架けざるを得ませんとかそういう説明を行われたのかどうかということです。その点、質問いたします。項目3、この橋を架ける必要性につきまして、道路状況とか道路容量およびこの道路を通行する各市町のパッカー車の台数などが、当然前提になってくると思っております。その点について詳しく説明していただきたいと思っております。例を挙げさせていただきますと候補地1の原町につい

ては、ご承知のとおり主要な道路として国道 8 号線や 306、307 号線、中山道、これを入れるかどうかは別にして名神高速道路もあるわけですが、この各道路の 1 日の通行量に対するパッカー車の通行量の比率を明らかにしていただきたい。その上で、架橋つまり橋を架ける必要性の有無を明らかにすべきではないかと思しますのでご説明を求めます。それから項目 4、活断層については専門家の判断をあいだという説明がございまして。それでは、専門家について具体的に特定していただきたい。簡単には、住所、氏名、経歴などですね。その上で、事務局でそうおっしゃるなら当然、鑑定書があつておっしゃっているのだと私は思いますけども、その鑑定書を作成されたか否かこれを明確にしていいただきたい。もし作成していないときには、必要な判断材料として鑑定書を提出させるべきだと思っております。この点はいかがでしょうか。項目 5、軟弱地盤については、2 m の盛土をすることになっています。ボーリングも行なわずに、どうしてこの 2 m としたのか。深い田んぼなら 2 m ぐらいあつという間に沈んでしまいます。もし専門家の意見を求めたというのであれば、その専門家を特定して、これは先ほどと同じように住所、氏名、経歴などですね。それと、鑑定書作成の有無を明らかにしてください。

さて、標題 3 です。施設建設の建設費以外の整備費について、これは全員

協議会で配られた資料ですけれども、項目 1、この建設費以外の整備費を想定して積算したのは一体誰なのでしょう。やはり作成者として責任がありますのでお尋ねしているわけです。コンサル業者なのでしょう。項目 2、もしコンサル業者であるのならば、想定した資料、積算の根拠、計算式を議会に提出すべきではないでしょうか。全員協議会においては、積算の根拠など明らかにできないかのような答弁があつたのですが、もしこれを明らかにできないならば施設建設費以外の建設費そのものが単なる数字の羅列に過ぎません。作成者の根拠のない作文となってしまうわけですし、議員は当然のことですが費用を負担する地域住民の納得を得られないことになりませんが、それで良いと考えているのでしょうか。項目 3、新規地盤改良費、新規周辺道路整備費につきまして、なぜ今ごろ新規として出してきたのかという、これがよく分かりません。ですから、その理由および積算の根拠を説明していただきたい。また、このような新規が出てきたからには、平成 29 年 2 月に作成された候補地選定報告書の前提が覆されてしまいます。そうしますと順位をつけた、その順位まで影響されてくるわけですし、この前提が否定されることになると考えます。これについて反論があれば述べていただきたいと思っております。項目 4、候補地 1 原町の周辺道路整備費が 22.4 億円ということになっていますが、新規

の中でも金額的に突出しております。この候補地のトータルコストが 22.4 億円増大しているわけです。一体この整備費の内容を、どのような積算をされたのか具体的に説明して根拠を明らかにしていただきたいと思えます。項目 5、現地視察において候補地 2 西清崎町について安食川および宇曾川に橋を架けるといふ説明がございました。ところが、こんな新規整備費におきましては、そういう橋を架ける費用というものが全然出ていないわけですが、これはなぜなのでしょう。項目 6、地盤改良費として 2 m の盛土をするといふながら、候補地 2 の西清崎町は 4 億円、候補地 3 の下西川町は 10.4 億円として 2 倍以上の差額が出ているのはなぜでしょうか。項目 7、運搬経費について 30 年分とした根拠はどこにあるのでしょうか。これだけの金をかけてごみ処理施設を作るのですから、50 年ぐらい使えないとだめなのかなと私は思っているのですが、それはそれとして 30 年とした根拠はどこにあるのか説明していただきたい。最後、項目 8、全国的にごみ処理施設に中継基地を設置した例はあるのでしょうか。私もインターネットでいろいろ調べましたが、あるようにも思われるのですが、研究されてどういうところ、どういう市あるいは団体の中継基地を検討されたのか具体的な例をあげていただきたいと思えます。ただし、管理者は中山投棄場のようなものを例にあげられた

けど、これは埋立ごみのごみ処理施設でございます。今回の場合と違うと考えますので、そういう施設は除外していただきたいと思えます。以上です。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） それでは標題 1 の要旨 1 について、お答えいたします。まず、管理者会と議会運営代表者との意見交換会を開催するに至った経緯についてご説明いたしますと、昨年 8 月組合議会定例会において、候補地竹原区での各種調査に係る補正予算案に対する減額修正案が可決された他、議会の議決すべき事件に関する条例にごみ処理施設整備基本計画を定め、または変更することが追加され、愛荘町竹原区を候補地とする事業の推進が困難な状況となったことから、平成 30 年 9 月 11 日に今後の事業の方向性を検討する管理者会が開催されました。その協議の中で、今後、新ごみ処理施設建設に係る事業を円滑に進めていくためには、管理者会と組合議会との協議の場が必要という結論に至ったことから、管理者から当時の組合議会議長に対して申し入れされ、議長としても当時の状況を鑑み、協議の場が必要と判断されたことから、一旦、議会運営代表者に対し、議長名で 11 月 6 日に協議の場を招集されました。その協議の場では、今後、組合議員との協議の場を設けるにあたって、毎回、全議員を招集することや、全議員で協議すれば意見をまとめるのも困難となると判断されたこと

から、管理者会との協議の場は便宜上、議会運営代表者で行うこととし、他の組合議員に対しては、各市町の代表者によりそれぞれ報告を行うこととされました。また、新ごみ処理施設の建設に関する協議は、議会運営という面にはそぐわないことや、事業の方向性を決定するのはあくまでも管理者会であることから、協議の場については、管理者会と議会代表者の双方が意見を交換することで、今後の事業が円滑に進む方向性を管理者会が見出すための場としての位置づけとされ、非公開の意見交換会として進めることとされたものです。よって、管理者会または議会代表者の中から、意見交換会の開催が必要と判断された場合は、事務局が管理者および議長と協議したうえで、副管理者および代表者の日程調整をし、事務局長名で開催案内をさせていただいているものでございます。次に、要旨2について、お答えいたします。意見交換会は、今後の事業を円滑に進めるために議会としてのお考えをお聞かせいただくとともに、情報共有を目的とされるものであり、意見交換会は決定権限というものはないものになります。また、事務局が管理者会での決定事項を次第に沿ってご説明させていただき、説明内容についての質疑を受けるなどの進行はさせていただいておりますが、昨年度においては、議員からの意見集約などについては、基本的に議長がされておりました。要旨3について、お答えい

たします。先ほども申しましたが、意見交換会で何らかの決定を行うということはなく、あくまで意見交換をする場という位置づけでございますので、議事規則はございません。要旨4について、お答えいたします。意見交換会は、何らかの決定をおこなうことはなく、当初から非公開ということで進められてきましたので、議事録の作成および公開は必要ないと考えております。要旨5について、お答えいたします。議会運営代表者会議は、彦根愛知犬上広域行政組合議会会議規則第35条におきまして、議会の運営に関し協議または調整を行うための場として規定されており、議長、副議長および各市町代表者を構成員とすることが明記されております。意見交換会は、10名程度の人数で行う方が円滑に進められるということから、管理者会と議会運営代表者の双方で合意され、新たにメンバーを選出するよりも便宜上、既に決まっている議会運営代表者のメンバーで進めていくこととされたものです。現在もご参加いただいているのは、議会運営代表者の皆さまではありますが、議会の運営とは切り離されたものであり、出席いただいた議員様に対する費用弁償もお支払いさせていただいておりません。繰り返しになりますが、今後の事業が円滑に進む方向性を管理者会が見出すための場としての位置づけとなることから、条例の制定は必要ないと考えておりますので、ご理解賜りますようよ

ろしくお願いいたします。

それでは標題 2 の要旨 1 についてお答えします。7 月 20 日の意見交換会で使用した資料については、コンサルの助言をいただきながら、当組合が作成した資料となり、方針として管理者の決裁を得たものとなります。次に、要旨 2 についてお答えします。現地視察時において使用した資料は、7 月 20 日の意見交換会の資料と同じもので、架橋部分に特化した資料としてはご用意させていただいておりません。芹川の架橋については、意見交換会当日の説明の中で新設道路の整備と中山道を拡幅するというような両方の検討をしましたが、中山道の拡幅には時間と莫大な費用が必要とのことからとしたうえで、鞍掛山の東側を正法寺町の中を通過して 306 号線につながるルートを整備を考慮しており、既設の芹川の左岸と県道多賀線とを結ぶ市道につなげるとのご説明をさせていただいております。また、宇曾川・安食川の架橋についても候補地の紹介の中で安食川と宇曾川に橋梁を設置する必要があり、道路整備費が高額となるとご説明させていただいております。新設道路の説明の中でも県道 2 号線から候補地までの新設道路の整備と宇曾川と安食川に橋梁を整備することを考えております。というご説明をさせていただいております。次に、要旨 3 についてお答えします。愛荘町竹原区が唯一の候補地であったときの住民説明会や現在の候補地周辺の皆様に対

する住民説明会でも収集車両の往来による通学路への影響を不安視されるご意見を数多くいただいたことにより、各候補地での通学路への影響が極力ない方策を検討してまいりました。芹川の架橋を含めた新設道路については、候補地原町の場合に計画しているものですが、国道 306 号線が収集車両の主な通行ルートになると考えており、当組合圏域において中山道沿いとなる自治会で収集されたごみを搬入するためには、現在の道路事情ですと 306 号線と中山道との交差点である正法寺交差点より南の地域で、中山道が通行ルートとなることが想定されます。よって、中山道で旭森小学校への通学路となっている狭い部分を避けるために、新設道路の整備と中山道の拡幅の両方を検討しましたが、中山道の拡幅には、時間と莫大な費用が必要であることから、芹川左岸から新たな橋を整備し、鞍掛山の東を正法寺町の中を通過して、306 号線につながるルートを整備を検討しております。よって、候補地原町の場合に計画している新設道路および架橋については、中山道の交通量に着目したものではなく、旭森小学校への通学路となっている中山道の狭い部分を多くのパッカー車が通行することへの対策でございます。また、候補地西清崎町の場合、選定委員会では、現在お示している県道 2 号線で清崎町地先から進入するルート以外に、山崎山の南側で稲里町地先から、山崎山と荒神山の間を通っ

て進入するルートも検討されており、後者のルートであれば、橋を整備する必要はございませんが、原則として応募自治会以外の土地を通過しない進入路を優先されたことから、宇曾川と安食川に新たな橋の整備が必要なルートとして検討しております。各候補地における主要道路の交通状況については、選定結果報告書では交通センサスのデータを用いて道路混雑度として一定の評価をされておりますが、交通容量については不明となっております。議員ご質問の交通容量等の数字については把握はしておりませんが、一市四町からのパッカー車の搬入台数は120台と想定しております。次に、要旨4についてお答えします。5つの応募地であった当初、全応募地に対し、専門家に現地で、周辺の地形や地層、あるいは地滑りの状況や湧き水などをご確認いただき、断層の存在が推定されるかどうかの報告書をいただいております。こちらについては概況調査となりますので、鑑定書はございません。次に、要旨5についてお答えします。議員がご質問されている内容については、8月16日の全員協議会後に配布した資料の内容についてかと存じますが、造成工事において2mの盛土を必要とする二つの候補地については、浸水想定地域となることからその対策でございまして、軟弱地盤対策としての盛土のことではございません。よって、専門家の意見を求めたものではございません。

それでは標題3の要旨1についてお答えします。建設費以外の整備費として、選定結果報告書にも記載されている用地取得費、造成費、用役整備費および道路整備費につきましては、コンサル業者が積算したものになります。今回、新たな費用として提示させていただいた費用のうち、地盤改良費および候補地竹原区を想定した新設道路の整備費用につきましてはコンサル業者が、候補地原町を想定した新設道路整備費については、彦根市で積算いただいております。次に、要旨2についてお答えします。建設費以外の整備費の積算根拠につきましては、可能な限りご提供させていただきたいと考えておりますが、地盤改良費につきましては、コンサル業者としましても実際に候補地で地質調査をしなければ積算は難しいと判断されるところを、候補地周辺の地質調査データや平成20年に石寺地先を断念した際の地盤改良手法を基に、あくまで参考とするための資料として積算をお願いしたものでございます。よって、地質調査の結果、今回想定している地盤改良費と開きが出る可能性があることから、全員協議会では根拠資料の提出が難しいとお答えさせていただいたものでございますので、ご理解願います。次に、要旨3についてお答えします。選定結果報告書においては、先ほど申しましたとおり、実際に地質調査をしなければ、正確な地盤改良費の積算ができないこともあり、軟弱地盤の

候補地に対する地盤改良費が見込まれておりませんでした。こうしたことから、現在の四つの候補地から一つの候補地を決定するにあたっては、軟弱地盤である候補地下西川町および西清崎町について、地盤改良費を見込んだ評価が必要であるとの判断から、軟弱地盤である二つの候補地における地盤改良費を提示させていただいたものです。積算としては、軟弱地盤である二つの候補地周辺の地質調査データを基に、それぞれの面積に対し、候補地下西川町では4 m、候補地西清崎町では2 mの余盛をし、四年間沈下させる手法での積算となっております。次に、新設道路の整備につきましては、標題2のご質問でお答えしましたとおり、四つの地域が候補地となっている状況において、各候補地周辺での通学路への影響を避けるために改めて検討したものでございます。積算としましては、幅員10mの道路を整備するものとして、距離から工事費および用地取得費を、架橋の整備が必要な候補地については、その積算をしております。議員のご質問では、新たな整備費を追加することで、選定結果報告書の前提が覆され、結果そのものが否定されることになるのではないかとのことですが、選定委員会で評価いただいた内容については、当時において可能な範囲での調査および評価となるものであり、基礎データとして参考にすべき十分な資料となるものと考えております。新たな整備費につつま

しては、住民説明会などで得た懸念材料を基に、実際に施設を建設していくうえで必要となってくる費用を改めて積算したものであり、最終的な建設候補地の選定過程において、選定結果報告書に加えて、新たな判断材料とするものでございます。また、選定結果報告書では、いずれの応募地も整備が不可能となるような致命的な問題は見られなかったという評価について覆すものではないと考えておりますのでご理解願います。次に、要旨4についてお答えします。候補地原町を想定した新設道路整備費につきましては、総延長1,200mで幅員10mとした道路を整備することとし、用地取得面積としては、1万2,000㎡を想定しており、正法寺町周辺の地価で積算しているほか、整備などに伴う測量、設計、調査関係の委託料も含めております。橋梁部分につきましては、橋梁の下部と上部で積算しております。次に、要旨5についてお答えします。全員協議会の後、お渡ししました施設建設費以外の整備費の資料につきましては、新規以外の部分は選定結果報告書に反映された数値を提示しておりまして、ご質問の候補地西清崎町を想定した安食川と宇曾川にかける橋の設置工事費については、橋梁設置工事費としてお示しした額となっており、既に選定結果報告書に反映されているものでございます。次に、要旨6についてお答えします。要旨3のご質問でもお答えしましたとおり、軟弱地盤である

二つの候補地周辺の地質調査データを基に、候補地下西川町では4 m、候補地西清崎町では2 mの余盛をする積算となっていることと、候補地の面積が下西川町は約6万5,000 m²で、西清崎町が5万m²弱となりますことから、地盤改良費に2倍以上の差が生じているものでございます。次に、要旨7についてお答えします。現段階におきまして、新たなごみ処理施設の運営期間は30年として維持管理などについても検討しておりますことから、施設の償却期間と併せて運搬経費の現状との比較も30年間に換算して提示させていただいたものでございます。次に、要旨8についてお答えします。可燃ごみの中継基地につきましては、全国で数多く設置されており、例えば、三市一町で構成される岩手中部広域行政組合の遠野中継センターがございまして、遠野市内から出た燃えるごみを北上市にある岩手中部クリーンセンターへ搬入するための中継基地として運用されています。近隣で申しますと、生駒市清掃リレーセンターがございまして、こちらは住民や事業者から直接持込みされるごみを受け入れ、清掃センターへ移送されています。また、当圏域とは人口規模が大きく異なりますが、神戸市では三つの中継基地があり、これは焼却停止した焼却施設を中継基地として活用されているものでございます。中継基地につきましては、各地域で様々な導入の背景があるとは考えますが、高効率ご

み発電施設の導入に伴うごみ処理の広域化、施設の集約化が進む中で、車両台数の削減による交通渋滞対策、環境対策、持込みごみに対する住民サービスの向上として効果が見込まれ、また、旧焼却施設跡地利用としても有効な手段の一つでもありますので、地域特性等を考慮された上で導入が進んでいるものと考えます。

○議長（安澤勝君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 再質問します。まず、標題1の管理者会と議会運営代表者との意見交換会の件ですけど、決定権限がないということは、はっきりおっしゃられて、それは理解できたのですが、例えばこれが微妙なのですが、管理者会は方向性を見出すためにというような話なのですが、あたかもそういう話がいつの間にか代表者、運営代表者と意見交換会で方向性を見出したかのように理解される場合もあるわけなので、もう一度明確にさせていただきたい。円滑にとか方向性とかおっしゃるけど、あくまでこれは単なる意見交換会であるということを確認にさせていただきたい。それともう一度念のために、これはやはり決定権限はないということを確認にしておいていただきたいと思います。

それから、標題2に移りますけども、この資料について非常に図面がたくさんありまして、これを本当に事務局でお作りになったのかなというふうに思うのです。ですから、責任問題となりますのでコンサル業者がこうい

うような図面を作ったのでしょうか。それを明確にさせていただきたい。それと同時に、事務局の指示に従ってコンサル業者が作ったのかどうか。その点も明らかにさせていただきたいと思います。項目2、なぜそんなに橋を架けるといって何億円もかかる。場合によっては10億、20億円もかかるような話で、それについて本当に住民にきちっと説明されたのかどうか。私が傍聴していたときは、そんな明確な話なかった。ただ、図面だけ見ていたという感じなので、その辺は明らかにしてもらいたいと思います。それと、しきりに中山道の拡幅というような話が出てくるのですが、一体120台位のパッカー車が走ることに、中山道を拡幅するようなことをしなきゃならんのだと、そういう発想はどこから出ているのか。事務局から出ているのか、コンサル業者から出ているのか。この辺は明確にさせていただきたい。常識的に考えて、たった120台位が走るのになぜ中山道を拡幅しなくてはならない。それなら回り道すればいいのではないか。誰だって考えることですよ。そして、中山道の拡幅が大変だから芹川に橋を架けるみたいな話が出てくるので、なんという不思議な発想だろうなど。これを見た人は誰でも思うのですよ。そういう意味で、一体誰がこの発想したのかということを明確にさせていただきたいと思います。先ほどから申し上げているように、パッカー車の台数が120台ということですか

ども、それならばパッカー車の通行量と中山道だけじゃないですよ、8号線もあるし国道306、307もあるわけですから、その通行量ですね。1日何台くらい車が走っているのか、その中でパッカー車の台数がどれ位占めているのかということも明確にさせていただきたいと思います。それからもう一点、通学路の話もされました。旭森小学校の皆さんだって、あんなに交通量が多いところを通学路として使っておられるわけです。ですから、それに対する対策が十分できるわけで、そこに120台のパッカー車が入ったとき、通学路がどんなに危険が増えるかということも、しっかりと事務局あるいはコンサルか分かりませんが、それはやはり答えるべきじゃないですか。例えば、竹原区のように、確かに狭い道ばかりでパッカー車が集中して来たら大変だろうなと思ったんです。けれども他の三か所については、それぞれ迂回路もいろいろあるし通学路だってちゃんと整備されているわけで、それに対して通行量が増えたからって、こんな橋架けたり道路拡幅したりせんならんのか。それをしっかりと説明してもらいたいと思います。それからさっき、交通センサスとか何とかおっしゃったけど、これは道路容量の問題なので、狭い道が一本しかなくて、それに対してパッカー車が120台も通るとなったら大変かもしれませんが、こんないくつも迂回路があるようなところで、道路容量そのものを

考えないということはおかしいのではないのでしょうか。それから活断層についてですが、これは報告書があるとおっしゃったんですが、なぜそれならばきちっと報告者をお出しにならないのですか。事務局はいつも我々の言っていることをそのまま鵜呑みにせえ、信用せえ、というような言い方なので。普通は、きちっとした資料をつけて、その上で皆に配るとというのが当たり前の話なので、やはり提出するということを明確に言っていただきたいと思います。それから軟弱地盤につきましても、これも変な説明なんですけど、浸水想定で2 mとしたということなんです。そうすると、川が溢れて浸水したときに2 mの高さにしておけば大丈夫ということに聞こえたわけですが。それと同時に、さっきおっしゃったようにボーリングも何もしていないのに想定では下西川は4 m、西清崎は2 mと考えたとおっしゃっているのですが、もしこれが深い田だったら2 m位で、いくら盛土したところで、あっという間に沈んでしまって浸水想定そのものが役に立たなくなるわけですよ。その点をどのように考えておられるんですか。このような計算をされる以上、誰が見てもそのとおりだと納得できるように出すのが当然じゃないのですか。

もう一点、私は知らなかったのでお尋ねしておきたいのですが、西清崎については候補地選定の報告書の中で、既にどれ位かかるか計算してあるみ

たいなことをおっしゃのですが、私も無勉強でそこを読んでいなかったもので、一体新規じゃなくてこの当時橋を架けるのにどのくらいかかるというふうに考えておられるのかお答えいただきたいと思います。中継基地については、私もインターネットでいろいろ調べたんですけども、実際は中継基地と言いながら結局はごみ処理施設をやめてしまったとか、あるいは市民の皆さんが持って来てくれるのでそこを中継基地にしたとか、そういう例が多いわけですし、こんな彦根市11万人くらいの人口の生ごみを含むようなごみを集めるということについて例はあるのかどうか。そしてもう一点は、中継基地について調査されたのなら、一体その中継基地にどれだけの金がかかるのか。計算の中では大体分かるんですけども、残念ながら基地建設のことは一言も書いていないんですよ。ですから、これが抜けているのが新規というふうにおっしゃってトータルコストという以上はこれが抜けているのではないのでしょうか。以上、再質問いたします。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 意見交換会のことにつきまして、あくまで意見交換会というのは管理者会と議会の代表者との意見交換の場であるというふうにご認識しておりますし、決定権限はないものというふうにご判断しております。資料にありました図面、地図のことだと思っておりますが、こちらで

作成した部分というのもございますが、コンサルにこういった地図を作っ
て欲しいということで、コンサルにこ
ちらが依頼して作っていただいたも
のでございます。住民説明会で、橋の
建設が必要な部分については口頭で
も説明しているんですけども、金額に
ついては四つの候補地がある中での
説明会でもございましたので、通行ル
ートとして検討しているものを示さ
せていただくということで、金額の説明
は住民の皆様にはしていないという
状況でございます。中山道を拡幅する
必要があるかどうかということにつ
いて、これは事務局の方でこれまでの
住民説明会の皆様からいただいでい
るご意見とか、アンケート調査、パブ
コメでのご意見などを考慮して考え
たものでございまして、旭森小学校へ
の通学路というのは中山道にもござ
いまして、狭い部分になっているとい
うことから、そこを周辺住民の皆様は
心配されるという判断をさせていただ
いておりまして、これまでも竹原区
が建設候補地であった際には、こち
らとしては十分な幅員があるような
道路をパッカー車が通行するという
説明であっても、やはり心配されるの
は、子供達の交通安全面というところ
は、周辺の方は心配されているところ
もあり、住民との合意形成を図って
いく中では通学路に対する安全面を考
慮した新たな搬入道路が必要という
判断をさせていただいて、中山道の拡
幅をするよりも新たな道路を整備す

る方が比較的安いということで橋を
建設することになりますけども、お示
しさせていただいているルートとし
ているものでございます。通行量に対
するパッカー車の割合というところ
でもございますけども、パッカー車の通
行する道、こういったところがそれぞ
れの各四つの候補地いずれに決定し
たとしても、現在収集している車両が
どのコースが最終、主に通ってくるか
ということについては、現状とかなり
異なってくる部分が出てくると思い
ます。といいますのも、それぞれのエ
リアでごみをどの時点で収集を始め
て、どの地点でパッカー車がいっぱい
になるかによって主に通行してくる
ルートというのが変わってきますの
で、そのあたりもなかなか現状で何台
どの道を通ってくるかというような
ことは想定が難しいこともあって、こ
れまでその辺りも想定した数字とい
うのはございませんけども、通学路の
安全性についてはその通行量が増え
ることで、周辺住民の皆様は不安に思
われるということを懸念して、今回混
雑度というよりも通学路を避けるよ
うなルートということで検討してい
るものでございますので、その辺りご
理解をいただけたらなと思います。活
断層の資料についても、いただいでい
る報告書について後ほど他の積算資
料につきましても、皆様には判断材料
としてお渡しさせていただきたいと
思っておりますのでご理解いただき
ますようお願いいたします。浸水想定

で2 mの盛土ということですが、軟弱地盤に対する余盛で沈下させていくというのは下石寺では4 mという想定になっていますが、これは周辺の状況というのも下石寺の断念しているときのデータであったり、下石寺、上石寺町周辺の下水道の地質調査のデータもお渡しして検討いただいたものでして、当時の下石寺が候補地であった時の手法、やり方をそこでの地質調査のデータを基に同じように4 mの余盛をして沈ませると。沈ませた上で2 m上げていくというものになってきますので、その辺りもご理解いただきたいと思います。西清崎町の橋の建設費用については、選定結果報告書のほうでも4.85億円で出ていたものであります。中継基地につきましては、先ほど申しました三つの中継基地については勿論生ごみの搬入もされているところでございまして、最初の遠野市の中継基地については広域化することによって施設までの距離がかなり遠くなるということで、遠野市が中継基地を整備されているものというふうに聞いております。生駒市もごみ処理施設が山の中腹くらいにできたということでかなりスペース的にも小さくなってしまったということで、住民の受入れ、事業者の受入れを直接できないような施設状況になってしまったということもあって、中継基地が必要と判断されて中継基地ですべて当初はパッカー車の受入れもされていたということも聞いており

まして、現状では道の方も整備がされて収集車、パッカー車が直接運ぶことができるようになったということですが、住民の方、また事業者の方の利便性をそのまま活かすということで中継基地として現在おいているというふうに言うておられます。

○議長（安澤勝君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 再々質問いたします。配布資料の問題ですけれども、通学路について狭いところについては心配されるんじゃないかということと言っておられるのですが、いかがでしょうか。住民説明会をおやりになったときに、竹原区については何回も聞いているのは私も承知しているのですが、一体どの程度通学路について心配しているという話が出ているのでしょうか。今の話では事務局レベルでそういう心配をして、橋を架けるとか道路を拡幅するとかおっしゃっているように聞こえますので、もしこんな話を地元説明会で簡単に橋架けますとか中山道の拡幅しますとか、何を言っているんだと。逆に地元の皆さんの方がびっくりしてしまうんじゃないかと思うんですよ。実際、住民説明会のときに、強烈な意見が出てきたのでしょうか。具体的に指摘していただきたいと思います。それから、コンサル業者と事務局との関係については、おっしゃるとおり事務局の方が指示してコンサル業者が作られた。そういう意味では事務局のお考えが、かなり入っているということが理解できま

した。そこで、問題はパッカー車の問題なのですけれども、あれだけのトータルコストなんか計算していながらパッカー車がどこの道を通るか分からない、みたいなことをおっしゃること自体がおかしいんじゃないでしょうか。やっぱり、きちっとどこの道をどれ位通るとかいうことを明確にした上で、これだけ通行量が増えるから橋をかけないかん、道路を拡幅せないかん、そういうことを明確におっしゃるべきではないでしょうか。それでは根拠がなくなるのじゃないですか。もう一点、先ほど浸水想定の問題では、地盤などいろいろな調査の結果で4 mと2 mというふうにおっしゃったわけですが、彦根では何回も経験しているのであえて申しますけど、2 mとかそういう想定でやっていて、盛土したらあつという間に沈んでしまったと、あるいはボーリングしてみたら、もっと盛土の必要が出てきたというような場合に、事務局としては我々に対して判断材料として出しているわけですから責任が持てるのかなんですよ。これだけでも4億とか10億円のお金がかかるわけですよ。これが倍いったら、いっぺんに20億、30億円とか、そういう金額になってくるわけですよ。そういう意味で、こういう資料を出してもらっているけれども事務局なり決裁された管理者とか、そういう方々が責任をお持ちになっているんですか。また、入札してみたらこんなになりました。みたいなこと

言われて、大変なことになったら我々としても地域住民に対して責任が持てなくなるわけですよ。そういう観点で、一つきっちりした答弁をしていただきたいと思います。それから、分かればという程度で結構なんですけど、中継基地についての建設費用はいくらかかるのか。これは既に報告書に書いてあるとおっしゃられるかもしれませんが、以外にこれ結構かかるようなのです中継基地ね。もちろん、この集まってきたごみをみな圧縮して、そしてまた別の大型車に入れなきゃいかんわけで、人件費にしても機械にしても相当かかると聞いているんですけども。どれ位のことを想定しておられるのか。これは分かればいいです。分からなければ結構です。その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 四つの候補地に対する住民説明会、竹原は元々通学路に対するご意見というのは強く言っているわけですが、候補地が一つに決定していない段階において、通学路に対して懸念されるご意見を得られたのは、候補地の下西川と西清崎だったと思います。また、竹原の場合もそういうことだったんですけども、決定したということ、第一回目の住民説明会という形でさせていただいた際には、通学路に対する懸念を皆さんもっておられました。それに対して検討していただきたいと思います。というような、どうしても反

対だというご意見ではなくて、それが段々と強まってきたという状況でございませうけれども、三つの候補地においても周辺、仮にどこか決まったらその周辺というのが、もし反対されるような方がおられるようであれば、そのあたりはまた強まってくる可能性もあるということを考えております。一応、通学路に対するご意見というのは、アンケート調査やパブコメでもいただいたとおり皆さん心配される所々だというふうに考えておりますので、その辺は事前に検討しておく必要があるということを示させていただいているところでございますので、ご理解いただきますようお願いしたいと思います。パッカー車がどこを通行するのかについては先ほど申しました、コンサルとしても複雑ということで、ごみの運搬経費については距離がどれだけ延びるかとかごみの量で運搬経費というのを積算している状況になっております。ただ、今回新たに積算が必要であると考えて原町がもし建設候補地となった場合に中山道を通るパッカー車両 120 台のうちどれくらいが通るのかというのを検討したところでは、最大でも 1 日 22 台程度であると考えています。量的にはかなり少ないというふうに判断されますけれども、通学路をパッカー車が通ることに対しては、やはり周辺の住民の方、小学生の小さなお子さんをもたれる親御さんにとっては、やはり心配される所々でございませうので、

それが狭い道路を通るということであればその辺は新たに検討していかないといけないというふうに考えておりますし、迂回するというので 8 号線などを利用すると考えられますけれども、現状 8 号線外町の交差点におきましては、上り車線というのは平常時でもかなり交通渋滞が起こっている状況でございまして、8 号線を南から来ることで渋滞につかまることは、1 日の収集にかなり影響を与えることもあって、交通渋滞が緩和されるのであれば、可能かと思っておりますけれども、現状では懸念される所々として中山道を通ることを想定して新たな施設、道路の整備を検討したものでございます。軟弱地盤につきましては、もちろん実際、地質調査をしないと分からないものではございませうけれども、下石寺、下西川については下石寺での検討された手法と地質データを基にやっておりますし、そこよりも地盤がいいだろうというようなこともコンサルの方も 4 m の余盛で石寺と同じレベルで考えているものでございます。さらに 4 m 沈んでしまったとしても、その上に 2 m の盛土が必要となってくるということになります。浸水レベルよりも 2 m。下西川ですと 1 m から 2 m の浸水区域ですので 2 m。西清崎ですと 2 m から 5 m の浸水区域となっておりますけれども、コンサルが現場調査をした結果 2 m の盛土で対応できるということになっておりますので、地盤改良については、今後実際の

額と変わってくることも考えられることから、積算資料についてお渡しするのが難しいと判断させていただいたものでございますが、その辺はそういった可能性も考慮して検討していただくことになろうかと思っておりますので、また資料として提示させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。中継基地の整備については、彦根市の方で検討いただいているものでございまして、ただ昨年度、埋立ごみの関係、中継基地の関係で岐阜県羽島市の中継基地の視察に行ったわけですが、そこは埋立ごみではなく燃やすごみと粗大ごみの中継基地として利用されているところでしたが、そこで建設費は3億円程度と聞いておりますので、彦根市で今検討されている額としては現状ではお示しさせていただくものがございませんので、また後ほどそういったものがお示しできたらと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（安澤勝君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 角井です。初めに、議長にお願いなんですけども、標題の2を取り下げたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（安澤勝君） はい、分かりました。

○5番（角井英明君） それでは標題1から言わせてもらいます。7月20日の意見交換会で、管理者の彦根市長が強調されていたのが、広域化でごみ処理場の建設を進めると決めた1999

年の県の方針があり、それに従って一市四町は動いているということでした。5月の住民説明会の資料の、これまでの経緯・経過の最初にも書かれています。それでお聞きしたいのが、県の方針の基になっている国の方針が多分あるのだろうと思うのですが、当時どのようなごみの状況の中どういった問題があって、それをどのように解決しようとして、出されてきたのを聞きたいというように思います。

標題の3です。ここでも訂正させて欲しいんですけど、住民から声を聞いたんですけど僕が勝手に推測してしまって竹原と書いたんですけど、下西川の間違いです。すいません。質問しながら訂正させていただきます。前回、下西川町が応募しましたが、周辺自治会には知らせなくてもよいというやり方でした。下西川町の応募が分かって、周辺自治会から反対の声が上がり申し入れもされました。候補地が周辺自治会の方に近かったからです。不信感が生まれました。今回再び下西川町が応募しています。周辺自治会からは、前回申し入れをしたにも関わらず、今回も近隣自治会の意見を聞かず再び応募された。行政組合が候補地として選定されたことに対し、ちょっと中略ですが、丁寧な説明と十分な合意形成を進めて欲しい、そういう要請書が提出されています。本来なら生まれない対立が生じています、行政組合にはこうした無用な対立を生まれないやり方、そして候補地決定後もしっかりと

した説明をするべきだと考えますが、そのことについて答弁をお願いします。

○議長（安澤勝君） 要旨が変わっていますが、問題ありませんか。

○建設推進室長（杉山暢基君） はい。

○議長（安澤勝君） それでは、答弁をお願いします。

○建設推進室長（杉山暢基君） 標題1の要旨についてお答えします。国においてごみ処理施設の広域化の検討がなされていた当時、我々を取り巻く社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済性を優先したものであり、多様化する廃棄物の適正な処理が問題視されておりました。また、地域での最終処分場の確保が困難になるとともに、地球規模での環境問題やエネルギー問題もより深刻化し、循環型社会への転換が望まれるようになりました。そのような社会情勢のなか、当時ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の発生が周辺住民に不安を与え、社会問題化しており、特に焼却温度の低い小規模焼却炉から排出される場合が多いとされました。その対策のため、厚生省は廃棄物処理法施行令を、環境庁は大気汚染防止施行令を改正し、1999年にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、同年に厚生省は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県に対して、ごみ処理広域化の計画を策定し、市町村を指導する旨の通知をされました。これにより滋賀県においても、

同年3月に広域でのごみ処理の推進を図るため、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」が策定され、県下におけるごみ処理に関する広域化処理施設整備についての方向性が示されたことから、本圏域におきましても広域化の実現に向け具体的な検討を進め、平成20年（2008年）5月に湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想を策定しました。このような背景から、新たに建設する焼却施設については、広域化の必要性の一つであるダイオキシン削減対策として、ダイオキシン類の排出の少ない全連続炉とし、安定的な焼却状態のもとに焼却を行うことで計画しております。また、ごみ処理を広域化することにより、高度かつ効率的な処理を行う施設が整備できることから環境負荷の低減が図れるほか、熱エネルギー回収によるごみ処理コストの縮減が可能となる等のメリットもあることから、当圏域においても循環型社会の形成に寄与できるごみ処理施設を建設するため、広域化での方針を進めてきたものでございます。

次に、標題3の要旨についてお答えします。建設候補地が一か所に決定したあかつきには、建設候補地の周辺となる小学校区の住民を対象とした説明会を開催し、丁寧にご説明するとともに、ご意見をちょうだいしながらご理解を求めていきたいと考えております。また、ごみ焼却施設の先進地視察を通じて、現在の焼却施設が高度かつ効率的な処理により、いかに環境負

荷を低減しているか自身の目でご確認いただき、不安を払拭していきたいと考えております。新たなごみ処理施設の建設が、地域振興策とあわせて周辺の皆様に喜んでいただけるものとなるよう、行政組合が最後まで説明責任を果たしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 広域化はダイオキシン対策が主だったと聞いたんですけど、今いろんな技術が発達しているんで小型化ではそれができないというふうに言われたんですけど、そういう技術の進歩で小型化でも、めちゃくちゃ小さなのは駄目だとは思いますが、ある程度の大きさで今、考えておられるような大型化ではなくて、もうちょっとスリムな形でのダイオキシン対策はできないんでしょうか。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 小型化によるということですが、ダイオキシンが発生するのが炉を止めているときですと立ち上げで燃焼する際に800℃を超えないと出てきてしまうというところであるのと、止める際にも出るということですので、小型化というよりも連続運転ができるかどうかというところにあるのかと思いますので、新たなごみ処理施設では連続型で運転をして、ダイオキシンの発生をさせないというようなことを考

えておりますので、小型でもそれが可能な施設というのはあるとは聞いておりますので、それがどこまで小型化というのはちょっとデータをお持ちしておりませんが、連続運転をさせるのがメインだと考えております。

○議長（安澤勝君） 角井議員。

○5番（角井英明君） ありがとうございます。ごみが住民の生活に密接に結びついています。覚えているのは、岸辺で洗い物をしていると、米粒を魚が食べに来てそこから綺麗になるという沖ノ島の昔の写真やったと思うんですけど、本来ごみは住民が自分たちで始末してきました。それが社会・生活様式の変化で個人では解決できなくなり、公共で処理するようになってきました。字区・市町村内で処理原則です。住民アンケートに目を通しました。本当に大きく捉えると、自分たちが出したごみは、自分たちで処理しようということを皆さん思っているんだというふうに思いました。この原則を守るならば、従来どおり彦根市は彦根市で、四町は四町でやるのがいいのではと考えます。彦根市は三つの自治会が手を挙げておられます。市はごみの減量を進めているので、処理量の減少が期待できるし、住民の合意も得やすいと思います。四町利用のリバースセンターでは再利用できる状態にしても、受け入れ先がないそうですが、広域化の構想から抜けて四町で衆知を集めて考えられたらどうでしょう。たくさん集めて燃やしてしまうとい

う広域化。余熱の利用が強調されていますが、ごみ問題・環境問題の根本的な解決に繋がらないのではないのでしょうか。今世界では深刻な温暖化の進行や、地球規模でのプラスチック合成の散在が大きな課題になっています。作り放題、使い放題、捨て放題、燃やし放題は止めていくべきだというふうに思います。スモールイズビューティフル小さいものこそ素晴らしい。住民と自治9月号には、皆さんもご存じだと思ふんですけど徳島県の山間の小さな町、上勝町の取組が紹介されています。ごみを出さない…。

○議長（安澤勝君） 角井議員。質問をしてください。今、討論というかご意見を言うておられるだけなんで。小型化をどうされるかということで再質問されましたけれども、それで答弁がありました。それに対しての再々質問なら結構ですが。

○5番（角井英明君） 再々質問ではないです。それでは、終わらせてもらいます。

○議長（安澤勝君） それでは以上で事前通告があった質問は終了いたしましたので、一般質問を終結致します。これで本日の日程はすべて終了いたしました。

令和元年8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。皆様ご苦勞さまでございました。

会議録署名議員

議長 安澤 勝

副議長 富永 勉

議員 杉原 祥浩

議員 伊藤 容子

全 員 協 議 会

(8 月 2 8 日)

令和元年 8 月 28 日(水曜日)

午後 1 時 58 分閉会

○議長(安澤勝君) 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

それでは、定例会の開会前に、お時間をいただき、全員協議会を行います。本日の定例会の欠席などについて、事務局から報告させます。事務局。

○事務局(神細工事務局長) 失礼いたします。事務局長の神細工でございます。事前に欠席届が提出されておりますので、ご報告させていただきます。豊郷町の西澤清正議員が所用のため欠席でございます。以上でございます。

○議長(安澤勝君) これをもちまして全員協議会を終わります。

次に、今定例会の開会に当たり、管理者よりあいさつをお願いいたします。管理者。

○管理者(大久保貴君) 皆様、改めましてこんにちは。大変お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。

また、平素から当組合の管理運営に格別のご理解、ご協力をちょうだいしておりますこと、改めて厚くお礼申し上げたいと思います。

本日の定例会は、平成 30 年度 彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、令和元年度 彦根愛知犬

上広域行政組合一般会計補正予算

(第 1 号) および彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の議案を提案させていただきます。何卒、慎重なご審議のうえ、適切な議決をちょうだいしますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭にあってごあいさつさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(安澤勝君) ありがとうございます。ありがとうございました。

午後 2 時 00 分閉会